

平成25年度

武道・スポーツ科学研究所年報 第十九号

武道・スポーツ科学研究所

年報

第19号



平成二十五年 国際武道大学

INTERNATIONAL
BUDO
UNIVERSITY

はじめに

研究所長 田中 守

研究所年報第19号をお届けします。

本学は、昨年度創立30周年を迎えました。すでに約13,000人の卒業生を輩出しましたが、開学当初の卒業生達はそろそろ各界での中心的な役割を担う年代に差し掛かっております。彼らの活躍ぶりを耳にする度に、大変嬉しく頼もしく思うと同時に、母校として彼らの抛りどころたるに相応しくあるために、教育研究の一層の充実に努めねばとの思いを強くいたします。

昨年度から、カリキュラムを一新し、初年次教育の充実をはじめ学士力の向上にむけた取り組みを進めておりますが、やはり専門領域である武道・体育・スポーツについて、最高レベルの知識と実践力を養うことが最重要であることに違いはありません。国際化が急速に進む現代社会において、社会のニーズも大きく変化してきています。時代に即した武道人、体育・スポーツ人の育成が求められるでしょう。

その一方で、武道を冠する本学であればこそ、その技術特性・文化特性・教育特性を21世紀の現代社会に最大限に発揮するための道筋を確立しなければなりません。武道もその長い歴史の中で、時代と共に少しずつ姿を変えてきました。これからは、いやが上にもさらなる変化の時代へと突入するはずですが、国際化に象徴される変化の時代であるからこそ、伝統や文化の再確認が必要となるのです。まさに不易流行です。中教審答申に沿って、中学校における武道の必修化が完全実施に移されました。そろそろこれについての検証も必要になってきます。

2020年オリンピック東京大会の開催も決定し、今後ますます体育スポーツへの関心は高まるはずですが、今、本学が果たすべき役割は無限大に広がっています。教育と研究両面での更なる充実が必要な時です。研究所として、研究活動の推進に努めるだけでなく、教育と研究の連動に様々な工夫を凝らすことが重要となります。本学教職員学生一丸となって、取り組む所存です。関係各位のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

文末となりましたが、本年報刊行に助成を賜りました日本武道館に心より感謝申し上げます。

2014年6月

武道・スポーツ科学研究所年報 第19号・2013年度・目次

はじめに

研究所長 田中 守

I. 平成25年度 (2013.4~2014.3) のプロジェクト研究

1. 日本の武道文化の成立基盤 —新陰流と一刀流剣術の研究を通じて— (22) 27

○魚住孝至 吉田鞆男 立木幸敏 大保木輝雄 朴 周鳳 仙土克博
中嶋哲也 長南信之 宮本光輝

1. 2013年度プロジェクト研究の概要……………魚住孝至
2. 新陰流の確立——柳生宗厳発給の伝書に即して……………魚住孝至
3. 新陰流の体系の根幹“転(マロバシ)”について……………吉田鞆男

2. 「武道健康論」研究 —健康生成論と伝統的身体論を手掛かりに— 1

—アクティブ・エイジング、ヘルシー・エイジングに期待される武道体験—

○石塚正一 小林啓三 阿久津洋巳 園部 豊

1. —アクティブ・エイジング、ヘルシー・エイジングに期待される武道体験—
……………石塚正一 小林啓三 阿久津洋巳 園部 豊

3. 武道の国際化と日本の対応 9

○柏崎克彦 魚住孝至 大矢 稔 岩切公則 松尾牧則

井下佳織 立木幸敏 矢崎利加 木村恭子

1. 「武道の国際化をめぐる諸問題」座談会……………柏崎克彦 魚住孝至
大矢 稔 岩切公則 松尾牧則 井下佳織 立木幸敏
矢崎利加 木村恭子

ゲスト・スピーカー：アレキサンダー・ベネット マーヤ・ソリドワール

II. 国際武道大学研究倫理規程 49

1. 研究倫理規程
2. 「ヒトを対象とする研究」倫理規則
3. 「動物を対象とする研究」倫理規則

III. 研究所を活用した活動 58

公益財団法人 日本武道館主催 第26回 国際武道文化セミナー

1. 開催要項・日程
2. 参加者名簿・参加者の傾向

○研究所情報 65

1. 2013年度客員研究員 研修成果報告書

「韓国大学男子テコンドー選手の無酸素性パワーと等速性下肢筋力に関する研究」

一組手選手と型選手の比較を通して—

金 芝美

I. 平成25年度（2013.4～2014.3）のプロジェクト研究

「武道健康論」研究

—健康生成論と伝統的身体論を手掛かりに—

—アクティブ・エイジング、ヘルシー・エイジングに期待される武道体験—

研究代表者 石塚正一（国際武道大学）
共同研究者 小林啓三（国際武道大学）
阿久津洋巳（岩手大学）
園部豊（日本体育大学）

地球規模の人口高齢化にともない WHO は「ヘルシー・エイジング」「アクティブ・エイジング」政策を提言している。そうした中でアントノフスキーの健康生成論が注目されており、スウェーデンやベルギーでは健康生成論に基づいて高齢者へのアプローチが研究されている。他方、「武道健康論」研究においては、健康生成論の首尾一貫感覚と武道体験の関係について論じてきた。その成果を要約すると、「首尾一貫感覚はスポーツよりも武道の選手、武道家が高いこと」、「青年よりも壮年や老年が高く、年齢にともなって上昇していること」を明らかにした。そこで高齢化社会において武道がいかなる貢献を果たしうるかを明らかにするために、健康運動を自主的に行う高齢者を対象に首尾一貫感覚を調査し、同年齢層の武道高段者、武道家との比較を行った。その結果、健康運動を自主的に行っている集団よりも武道高段者、武道家の首尾一貫感覚が高いことが明らかになった。これは高齢者の健康維持や生活の質を高めるうえで武道体験が有益であり、高齢者の「ヘルシー・エイジング」、「アクティブ・エイジング」に貢献する身体運動であることを示している。

はじめに

ひとは年をとるにつれ、加齢が引き起こす生物学的な変化によって心理的にも身体的にも、社会的にも影響をこうむることになる。これら発達的变化は、高齢であるほど生活の質に多大な衝撃を与えており、その衝撃の大きさは高齢者の自立と自律を維持する能力に関わっている（WHO、2002）。

世界保健機関事務局長ブルントラント（1999）は「人口高齢化は、何よりもまず、公衆衛生政策のみならず社会経済の発展の成功物語である。」と称賛すると同時に、人口高齢化は人類最大の課題のひとつであると述べている。21世紀においてはすべての国々で高齢化による経済的ならびに社会的な要求が増えると予測されている。ここにいう人口高齢化とは子供と若者の割合が減少し、60才以上の割合が上昇する人口ピラミッド上の現象をさし、古来三角形であった人口ピラミッドがシリンドラーのような構造をとる事態を云う。WHOの推定によれば、世界の60才人口は、2025年までに6億9400万人、2050年には12億人、2050年には20億人にのぼると予想されており、そのうち80%が発展途上国に住むという。人口ピラミッドの変化は、これまでのような「高齢者を若年者が支える社会」が立ちゆかなくなることを示し

ている。

人口高齢化社会は各国の政策決定者に高齢者の「自立支援」、「健康の維持増進・予防政策」、「生活の質の改善」、「医療制度・社会保障制度の維持資金」、「国家と家族よる援助のバランス」、「高齢者の社会的役割」について、どのように改善すればよいのか、課題を突きつけている。これら課題に対して WHO はブラジリア宣言の「家族、地域社会、経済にとって健康な高齢者が資源であり続ける」を前提に「ヘルシー・エイジング」、「アクティブ・エイジング」を提言している。そこでは「すべての国で、特に途上国において、高齢者が健康で活動的でいられるための政策は、贅沢品でなく必需品である」と強調する。また「アクティブ・エイジングとは、人々が歳を重ねても生活の質が向上するように、健康、参加、安全の機会を最適化するプロセス」なのであり、「健康寿命を伸ばし、すべての人々が老後に生活の質を上げていけることがアクティブ・エイジングの目的である」とする。したがって WHO が提唱する「アクティブ・エイジング」は、「ヘルシー・エイジング」にとどまらない包括的な政策提言である。そこでは個々の人々や人口全体がどのように高齢化するかに影響を与える、医療以外の要因を含める総合的な政策が提言されている。それら要因には、人々のライフスタイル、地域社会とのネットワーク、生活と労働条件、社会経済的及び文化的、環境的要因があげられ、これらが相互に作用し合いながら、高齢化社会の姿を決定していると考えられる。かつて病気と病気予防に重点を置かれていた「ヘルス・プロモーション」から、「ヘルシー・エイジング」「アクティブ・エイジング」へと意識改革が進む中で、健康生成論に基づく積極的なアプローチが重視されるようになった。(Lezwiijn, J. et al. 2011)

健康生成論は病気の原因ではなく、健康の原因

に焦点を当てたアプローチである。健康生成論の提唱者アントノフスキーは、ユダヤ人強制収容所から生還した人々を対象に、高いストレス状況下でなぜ健康を維持できたのか、その理由を探った。その研究から人々の健康維持には汎抵抗資源と首尾一貫感覚が重要な機能を果たしており、疾病を克服し健康を維持するためには、汎抵抗資源と首尾一貫感覚（以降 SOC と表記する）を高めることが重要であることを明らかにした。アントノフスキー（2001）は SOC について「その人に浸みわたった、ダイナミックではあるが持続する確信の感覚によって表現される世界（生活世界）規模の志向性のことである。それは、第一に、自分の内外で生じる環境刺激は、秩序づけられた、予測と説明が可能なものであるという確信、第二に、その刺激がもたらす要求に対応するための資源はいつでも得られるという確信、第三に、そうした要求は挑戦であり、心身を投入しかかわるに値するという確信からなる」と述べている。すなわち SOC は認知（把握可能感）、動機づけ（有意味感）、能力（処理可能感）の三つの特性から構成される感覚であり、体験を通して獲得される。また個々の SOC を測定する尺度が工夫されており、尺度の妥当性が明らかにされている。したがって SOC 尺度を用いることで個々に内在する SOC を測定することが可能である。

高齢化において人々は、身体的、社会的、及び精神的な困難さに直面する。この困難に対処する能力を高めることが、高齢者の健康維持に役立つと考えられる。たとえば歩行が困難な高齢者は、歩行器を利用することで歩行の自由が得られる。その結果は自己の能力に自信をもたらす。自信は SOC の処理可能感を高め、総括的に SOC が向上して、高齢者の健康維持に役立つことになる。逆に歩行器を疎ましく感じる高齢者も存在する。このような人にとって歩行器は自立を助ける器具で

はなく、高齢化の象徴なのである。この例では高齢化の困難さに打ちのめされるからSOCは低下する。こうした高齢者には、歩行器の使用を励ましてくれる家族や支援者の存在が重要だろう。同じ歩行器でありながらSOCにポジティブにもネガティブにも作用するのである。しかしSOCは測定可能な尺度であることであることを忘れてはならない。歩行器が及ぼした影響をSOCという物指しによって把握可能であるから、介護士は個別に対処することが可能となる。このように健康生成論アプローチは、老齢化における負の帰結を補い、高齢者の適応に寄与すると考えられ、その理論は「ヘルシー・エイジング」、「アクティブ・エイジング」に積極的に取り入れられている。

プロジェクト研究「武道健康論」においては、これまで武道体験がもたらす効果についてSOCを中心に報告してきた。それら研究成果を要約すると、武道体験はSOCに肯定的な効果をもたらすこと、またSOCは年齢とともに上昇し、老年期においても高いSOCが認められた。こうした研究成果は「ヘルシー・エイジング」、「アクティブ・エイジング」政策において、武道が貢献しうる可能性を示している。そこで高齢者を対象にした運動健康教室の参加者のSOCと比較することで、武道体験が高齢者の健康に果たす効果について明らかにすることにした。

方法

調査用紙 首尾一貫感覚(SOC)測定には山崎正比古ら(1999)が信頼性、妥当性を検証した日本語版SOC13(7件法)を採用した。また運動参加の動機づけを測定するために松本ほか(2003)の「自己決定理論に基づく運動継続のための動機づけ尺度」を採用した。しかし回答者の負担を考慮して、動機づけ尺度については5件法から「はい」「いいえ」の2件法で答えるように変更して

いる。

被験者 高齢者を対象とする健康教室¹の参加者54名。

調査の実施 健康教室開催時に調査を実施した。はじめに参加者全員に調査用紙を配布し、調査の意義について説明した。次に調査は無記名であり、調査内容は秘匿され個人が特定される恐れはないこと、調査に同意してくれる方は記入して頂きたいと口頭で説明した。各質問は、教室の指導者にゆっくり読み上げてもらった。

結果

回答用紙は全参加者から回収できた。回答者はすべて女性、年齢66才から88才まで、平均年齢75.83才(中央値75、最頻値72)の54名である。さらに回収した調査用紙から記載漏れのある用紙15名分を除き、計39名を分析対象とした。

自己決定動機づけ尺度の分析 表1に運動の自己決定理論に基づいた運動に対する回答者の動機づけの高さを示した。自己決定動機づけ理論では、低い方から非動機づけ、外的調整、取り入れの調整、同一視的調整、内発的動機づけの順で動機づけが高い。「運動すること自体が楽しいから」(100%回答)、「運動中はそれだけに没頭できるから」(69.2%)、「運動は自分を満足させる活動だから」(76.9%)と回答している。また内的調整段階の各項目についてもあてはまると答えた回答者が70%から80%を占めている。これらの結果は回答者が運動教室に内発的に動機づけられていることを示している。決して嫌々参加しているわけではなく、積極的かつ内発的に動機づけられて参加していることは、調査実施時の笑い声に満ちた雰囲気からも裏付けられた。

表1 運動の自己決定理論に基づく高齢自主的運動群の動機づけ

下位尺度名	質問項目	「はい」の回答数	回答者に占める割合
内発的動機づけ	1 運動すること自体楽しから	39	100.0
	6 運動中はそれだけに没頭できるから	27	69.2
	11 運動は自分を満足させる活動だから	30	76.9
	16 運動を修得する喜びがあるから	30	76.9
同一視的調整	3 運動は良いと思うので行うべきだと思うから	32	82.1
	8 運動することが自分自身を高めるための良い方法だと思うから	28	71.8
	13 運動することが自分にとって重要だと思うから	20	51.3
	18 運動することで自分がよくなっていくと感じることができから	30	76.9
取り入れの調整	4 運動しないと罪悪感を感じるから	1	2.6
	9 運動しないと墜落していくような気がするから	4	10.3
	14 運動を続けられなかったらなら駄目な人間だと思うから	6	15.4
	17 運動しないと自分を悪く感じるから	1	2.6
外的調整	2 私が運動することで周りの人(家族、友人、医師等)が満足するから	13	33.3
	7 周りの人(家族、友人、医師等)が運動を取り入れるべきだと言うから	5	12.8
	12 私が運動しないと周りの人(家族、友人、医師等)がよく思わないから	2	5.1
非動機づけ	5 なぜ運動してるかわからない	2	5.1
	10 運動する理由がわからない	2	5.1
	15 運動する理由は何もない	4	10.3

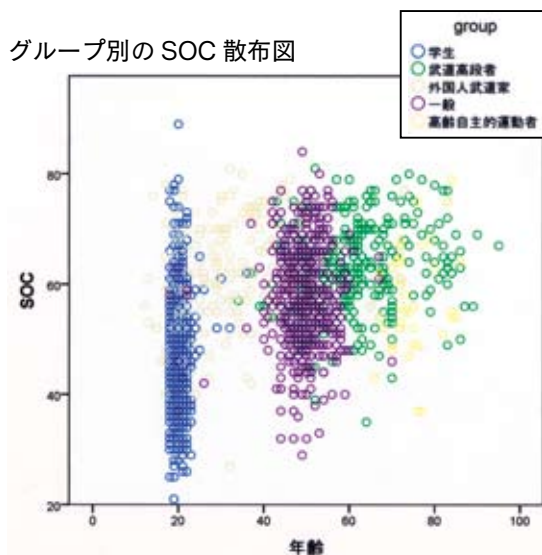
非動機づけから内発的動機づけまで段階的な動機づけの高さを示す。自己決定理論では内発的動機づけが最も高い動機づけとされる。

首尾一貫感覚 (SOC) の分析 これまで学生及び武道高段者、外国人武道家、一般の壮年男女、総計2057について SOC を測定してきた (小林他、2010) が、高齢自主運動群を加え、総計2096名について分析する。

今回得た高齢自主的運動群のサンプル数は少ないが、60代後半から80代にかけての武道高段者群の SOC と比較対照するうえで重要なデータを提供してくれている。これまでにかけていた年齢層である。高齢であるが心身に著しい機能の低下を抱える対象者と武道高段者の比較は適切ではな

い。そうした対象者の SOC は明らかに低下していると予測されるからである。それゆえ心身ともに健康な対象者の SOC 値を得ることが本研究にとって重要であり、今回調査した高齢自主的運動群は、運動に対する内発的に動機づけられていることから、比較対照群として適切と判断された。

グループ別の SOC 散布図



縦軸に SOC 得点、横軸に年齢をとった。色が集団を示し、学生 (青)、武道高段者 (緑)、外国人武道家 (ネズミ)、一般 (紫)、高齢自主的運動者 (黄)。

図1は y 軸に SOC、x 軸に年齢をとった散布図である。図では学生群のサンプル数が多く、年齢と SOC の関係を見誤りがちだが、年齢に伴って上昇していることが見て取れる。高齢者自主的運動群は60代後半から80代にかけての SOC データを提供してくれている。

学生群、一般壮年群、外国人武道家、武道高段者、高齢自主的運動群の SOC を比較するために、一元配置分散分析を行った (表2)。グループは学生群、外国人武道家群、武道高段者群、一般群、そして今回新たに加えた高齢自主的運動群の5群である。一元配置分散分析はグループ間に有意差があることを示している。

表2 SOCを従属変数とした一元配置分散分析

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
グループ間	73066.835	4	18266.709	236.908	.000
グループ内	159683.922	2071	77.105		
合計	232750.757	2075			

表3は一元配置分散分析後の等質性に関する分析結果である。SOCに関して学生群は最も低く、他群と独立している。しかし一般群と高齢自主的運動群が等質である（その確率.999）こと、また外国人武道家群と武道高段者群が等質である（その確率は.995）ことを示している。ただしグループサイズ（サンプル数）が等しくないため、解釈には猶予が求められる。

SOCの低さから順に学生群、（高齢自主的運動、一般壮年）群、（外国人武道家、武道高段者）群であることが明らかになったが、年齢の上昇にともなってSOCが上昇する（小林他、2010）ことから年齢に考慮した分析を行った。高齢自主的運動者群の年齢の範囲は66才から86才までである。全対象から66才以上の対象者だけを選択して分析した。

表3 分散分析後の等質サブグループの分析
等質サブグループ

Group	度数	$\alpha = 0.05$ のサブグループ		
		1	2	3
学生	1124	48.90	57.41	62.78
高齢自主的運動者	39			
一般壮年	467			
外国人武道家	176			
武道高段者	270			
Scheffe 法		1.000	.999	.995

学生群は66歳以上という条件から分析対象から省かれた。したがって武道高段者、外国人武道家、一般男女、高齢自主的運動者の4グループが分析対象として残されたが、表4の一元配置分散分析は、4群間のSOC値に差があることを示している（ $p < .000$ ）。表が示すように外国人武道家、一

般壮年群のサンプル数が減少する。武道高段者と外国人武道家のSOC値はほぼ等しく、また一般壮年男女と高齢自主的運動群のSOC平均は等しい。武道高段者群と高齢自主的運動群のSOC平均を比較すると、武道高段者のSOC値は7ポイント高いことが判明した。武道体験が高いSOCと深く関わっていることが明らかであり、武道体験がSOCを上昇させる要因と考えられる。

表4 66歳以上を対象にした分散分析
SOC

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
グループ間	1514.212	3	504.737	6.571	.000
グループ内	11138.661	145	76.818		
合計	12652.872	148			

グループ	サンプル数	グループ平均
一般壮年	3	57.33
高齢自主的運動者	38	57.39
武道高段者	106	64.47
外国人武道家	2	66.50

考察

月2回の体操を中心とした運動教室参加者54名から調査用紙を回収した。回答者は66才から88才の高齢者である。回収した調査票から回答が欠落している調査票を分析対象から取り除いた。その数は15名分であった。不完全な調査回答の割合は27.8%であり、これまでの著者の経験からすると、通常は10%未満であるから高齢自主的運動群の不完全調査票の割合は高い。本調査の質問項目は、SOCに関して13項目、運動の自己決定動機づけ尺度に関して18項目、年齢、健康教室の参加年数の計33項目であった。回答時間は15分程度かけたが、認知的な負担が大きかったと考えられる。特に80歳台の対象者には回答時間を勘案して面接調査が好ましいと考えられる。時間的余裕の点で留め置き調査法も考えられるが、家

族が答える可能性を否定できない。その点を考慮すると調査者が面接して回答を確認しながら記載する面接調査が好ましいと言える。

高齢自主的運動群の運動に対する動機づけを、自己決定動機づけ尺度によって測定した。その結果、高齢自主的運動群は、全員が内発的に動機づけられており、武道高段者の比較対照群として適切と考えられた。武道高段者は長期にわたって武道の修行に動機づけられており、この点で比較対照に適切である。また心身の健康という点においても、高齢自主的運動群はヘルシー・エイジングにふさわしいサンプルであった。

これまで年齢や武道との関わり方の強弱が異なる複数の集団を対象に、SOCを調査してきた。学生群、武道高段者群、外国人武道家群、一般壮年群である。それらデータに本年度の高齢自主的運動者を加えて総合的に分析した。分析の結果、学生群、(一般壮年、高齢自主的運動)群、(武道高段者、外国人武道家)群の順にSOCが高い。年齢に伴ってSOCが上昇することがこれまでの研究(小林他、2010)から確かめられていたから、高齢者自主的運動群と同年齢層で比較した。その結果は、先の分析と同様に、一般壮年と高齢自主運動群よりも武道高段者及び外国人武道家が明らかに高い。武道体験がSOCに肯定的な影響を及ぼしていることがあらためて証明された。

今回の研究成果は、武道体験が「ヘルシー・エイジング」「アクティブ・エイジング」に貢献しうる身体運動であり、高齢化社会において健康維持に留まらず、高齢者に生きる力を与えてくれる活動となり得ることを示している。武道の修業を通しての体験、その日々の鍛錬、持続する力、技術の向上に見いだす喜びは、アントノフスキーの言う首尾一貫感覚を高め、高齢となっても首尾一貫感覚を維持し続ける。高齢となっても武道の修業は始められよう。木刀、竹刀を握り、弓をとっ

て日々鍛錬を続ければ、上達することの喜びが生活に楽しみをもたらす。強くなることが目的ではなくとも、日々続けられること(把握可能感)、多少なりとも上達すること(処理可能感)、上達を発見する喜び、喜ぶ己を見いだすことの楽しさは生きることの有意味感をもたらす。このようにして武道は首尾一貫感覚を育む場を提供してくれると思われる。

注

- 1 調査を実施した茂原市高齢者自主学級「すこやかクラブ」は国際武道大学名誉教授篠田基行氏が主催する体操を中心とする健康教室である。教室は今年で26年目、540回を越える。月に2回開催され、参加者は自主的に運営協力し、また教室では笑い声が絶えず、参加者はリラックスして楽しさが感じられた。教室では体操だけではなく健康維持のための知識も指導される。

参考文献

- Lezwijin, J. et al. (2011) Healthy aging in a salutogenic way: building the HP 2.0 framework. *Health and Social Care in the Community*, 19 (1), 43-51.
- Naaldenberg et al. (2011) Psychometric properties of the OLQ-13 scale to measure Sense of Coherence in a community dwelling older population. *Health and Quality of Life Outcomes*, 9-37
- Rennemark, M., & Hagberg, B. (1999). What makes old people perceive symptoms of illness? The impact of psychological and social factors. *Aging and Mental Health*, 3 (1), 79-87.
- Sherman, H. et al. (2012) The 75-year-old persons' self-reported health conditions: a knowledge base in the field of preventive home visits. *Journal of Clinical Nursing*, 21, 3170-3182.
- アロン・アントノフスキー (2001) 「健康の謎を解くーストレス対処と健康保持のメカニズム」(山崎喜比古、吉井清子監訳)、有信堂。

- 小林啓三、田邊信太郎、石塚正一、木村寿一、阿久津洋巳、小林正佳（2010） 武道健康論研究—健康生成論と伝統的身体論を手掛かりに一、武道スポーツ科学研究所年報、16,29-51.
- 松本裕史他（2003）「自己決定理論に基づく運動継続のための動機づけ尺度の開発：信頼性及び妥当性の検討」、健康支援、5（2）、120-129.
- 山崎喜比古（1999）健康への新しい見方を理論化した健康生成論と健康保持能力概念 SOC. Quality Nursing, 5: 825-832.

「武道の国際化をめぐる諸問題」座談会

研究代表者：柏崎克彦（国際武道大学）

共同研究者：魚住孝至、大矢稔、松尾牧則、立木幸敏、岩切公治、
井下佳織、矢崎利加（以上、国際武道大学）、
木村恭子（全日本なぎなた連盟）

ゲストスピーカー：アレキサンダー・ベネット（関西大学）、
マーヤ・ソリドワール（明治大学）

平成21年より始まった本プロジェクトでは、共通テーマについて各武道の立場から論考をまとめてきた。本年度は最終年度になるので、ゲストスピーカーを交え以下のようなテーマについて、座談会形式で総括を行うことにした。なお、本記録は立木が座談会の録音を文字起こしたもので、各発言者が確認をおこなった。発言の「です・ます」調は「である」調に換えている。

座談会日時：2013年3月9日15時～18時

場所：国際武道大学9号館会議室

I. 各武道の国際化の現状と問題点

(1) 柔道に関して、(2) 空手道に関して、(3) 合気道に関して、(4) 剣道に関して、(5) 外国剣道家の立場から、(6) なぎなたに関して、(7) 弓道に関して

II. 武道の国際化にともなう諸問題

(1) 指導者と段位の問題、(2) 武道と宗教の問題、(3) 武道の国際化への取り組み、(4) 最も国際化した柔道の評価をめぐる、(5) 競技レベルと審判法の問題、(6) 外国人武道家に学ぶもの

III. 武道の国際化に対する国際武道大学の役割 おわりに、グローバル時代の武道の展望

はじめに

柏崎：本日はお忙しい中お集まりいただき、感謝申し上げます。今日は、これまでの我々のプロジェクトの研究のまとめとして座談会をしたいと思う。魚住先生に司会をお願いして、それぞれの武道の立場からお話ししていただくことにしたい。

魚住：本プロジェクト研究は「武道の国際化に伴う諸問題」ということで、研究所年報に3回研究報告書を掲載している。

第13号は各武道で少しまとめた形で、現在の国際連盟はどういう形か、成立するまでの経緯、現状と直面する課題を書いている。

第14号は、各武道の各国での指導の実例ということで、フランス、アメリカ、トルコ、オーストリアなどにおける各武道の展開が書かれている。

第15号は国際化と共に生じてきた諸問題、それぞれの武道の立場で書いてもらった。その時には空手道は井下先生とマーヤ先生、なぎなたは木村先生とベネット先生がそれぞれの立場で書いている。

今日はこれらの報告書と『武道論集』第3集「グローバル時代の武道」、これには、私、柏崎先生、ベネット先生、マーヤ先生も書いたもので、これらも踏まえて話すことにしたいと思う。

全体のテーマは、各武道での国際化の現状と問題点を踏まえながら今後の方向性を展望していくことだが、特に国際武道大学のプロジェクトということもあり、武道大学の使命ということも話してほしいし、武道の将来展望もお話したいと思っている。

I. 各武道の国際化の現状と問題点

魚住：各武道の国際化の現状と問題点について、今日は武道協議会の順番を取らず、術の内容で分けて、徒手格闘技、道具を使用した対人競技、弓道の順でお話したいと思う。

まず、徒手格闘技系だが、柔道と空手道は、ともに世界的にも競技人口も多く、柔道はオリンピック競技であり、空手道もオリンピックを目指し世界選手権もやっている。ただ合気道は、試合がないということで違う性格があると思う。

あと少林寺拳法もあるが、ここには専門家がないので本日は取り扱わない事とする。

では、まず柏崎先生から、柔道の国際化の現状について、お話し願いたい。

(1) 柔道に関して

柏崎：柔道の国際化というと、講道館柔道の創始者嘉納治五郎は1889年（明治22年）の最初の訪欧の際フランスソルボンヌ大学で講道館柔道を紹介しているが、その後も前田光世、谷幸雄、大野秋太郎、三宅太郎、小泉軍治など多くの日本人が優れた護身術として柔道や柔術の魅力を欧州に伝えている。欧州柔道連盟の創立は1948年であるが、その欧州柔道連盟が中心となって1951年に創立したのが世界柔道連盟で、日本は翌年それに加盟するということが実質的な世界組織が出来た。1956年に第1回世界選手権が東京で行われたが、この時は21カ国、31名が参加、階級も無差別ひとつしかなかった。飛躍的に世界に普及す

るきっかけとなったのが、1964年の東京オリンピック。現在では、国際柔道連盟の加盟国は200の国と地域を数えるまでになっている。

武道の中では柔道は間違いなく国際化の先頭を切ったが、現在直面している問題も数多くある。主なものを上げると、

①近年とみに創始国日本の意見が世界に通用しないことが多くなっている。2013年8月には1952年の加盟以来初めて日本人理事不在という事態になったが、今後更に政治力は落ちるであろう。

②競技ルールがほぼ毎年変わることも大きな問題である。柔道の行き過ぎたスポーツ化は、柔道が本来持っている技術的価値を失いはしないかと危惧している。例えば帯から下に触ってはいけないルールができて、これではグレコローマンスタイル柔道である。柔道技術の魅力が失われている。

魚住：女子柔道の立場で矢崎先生。

矢崎：女子柔道はソウルオリンピックで公開競技になり、1992年のバルセロナオリンピックで正式種目になった。女子柔道の競技化は海外で推し進められてきた。日本では女子が試合をすることに疑問視された時期があったが、徐々に日本でも普及し今日では世界の強豪国の一つである。女子柔道のオリンピック採用に当たっては、当時のIJF 会長松前重義博士が大きく貢献している。

ロンドンオリンピックではサウジアラビアの女子選手がスカーフを頭に巻いて試合に初出場するなど、宗教や国境を越えて普及している。女子柔道のメダルも一つの国に偏ることなく多くの国が獲得している。ロンドン五輪では、7個の金メダルは7カ国に分散された。メダルを持ち帰った国はトータル16カ国にも及ぶ。まさに国際的な競技に発展したと言える。各国とも女性コーチの育成にも努めている。国際大会では多くの女性コー

チの姿が見受けられる。一方、日本国内においては女性の指導者が少なく、育成が進んでいない。これが今後の課題である。

魚住：女子柔道のコーチに関しては、今回大きな問題があったが。

矢崎：そんなこともあって女性の指導者を求める声も多くある。指導者は男女関係なく、信頼関係が最も大切であるとする選手のアンケートなどの結果も示されている。

(2) 空手道に関して

魚住：それでは空手道の国際化の現状について、マーヤ先生。

マーヤ：現状は柔道と似ているが、柔道と違って組織はたくさんあるし、競技のやり方も組織によって異なっている。空手道を代表する主な競技団体は世界空手道連盟という組織である。

2001年に組手のルールがポイント制になって日本は勝てなくなって、試合時間も長く体力的に厳しくなっている。新しいルールでは蹴り技は有利になり、上段蹴り等の技が得意だと有利になっている。特に海外の選手は日本に比べると、蹴り技とか足払いなどが得意である。一番問題になるのは、空手の競技ルールの寸止めである。当たりすぎると反則負けになるのである。よって、その技が寸止めか当たりすぎかを判断するのは審判にも判定し辛いことである。

あとは形競技にも問題点がある。現在では4大流派の指定形16本が決めてあるが、各流派にはそれぞれの特徴がある。例えば和道流の形では立ち方は比較的に重心が高いので、形は和道流として正しくてもそれほど強そうに見えない。和道流の正しいやり方を知らなくて、外観のみを判断する審判もいるので、形競技で和道流の形を演武するとほとんど勝てない状況になっている。以上のように空手道の形はだんだん流派としての特徴を失

うことになる。形競技の予選は指定形16本から2つ演武しなければならないのが普通である。その後は自由形になる。したがって対戦する選手は同じ会場で別々の形を行うのは普通である。柔道のように1つの形を評価して勝負を行う方が良いのでは無いかと思っている。

魚住：空手道では、主要な組織が4つもあって、形もそれぞれ異なるのに、それが形競技では1つの大会に出場すると言うことで問題が出てきたと考える訳ですね。

井下：空手道が国際的に普及された背景には柔道と異なり、初期の段階から国際的な団体を設立する際に様々な会派・流派の統一に苦労した経緯がある。現在では、世界空手道連盟の加盟国・地域の数188カ国となり、柔道とも肩を並べる組織となった。柔道の国際化における問題と同様に、世界空手連盟(WKF)において組織運営面では日本はイニシアティブをとれない期間が長く続いてきている。しかし、2013年11月に開催されたWKF理事会において奈蔵氏の新理事就任が決まり、今後WKF事務総長に任命される予定となっている。今後、WKFおよび日本空手道連盟においても大きな流れとなることは間違いない。国際化においては、女子競技の発展の一方で、女性指導者、審判、役員数の拡大が課題となっている。また、やはりルール変遷である。国内においては流派・会派、または小学生・中学生・高校生・大学生・一般でのルールの違いがある。安全確保のための各年代におけるルール変更はさらに進める必要があるが、ポイント制度、審判の数など根本的なルールが存在する。さらに、国際ルールと国内ルールとも統一されていない。今後、空手は国際化のなかでスポーツとしての発展とともにいかに日本文化・伝統を有した種目特性を維持していくかという大きな課題が残る。同時に幅広い年代でも行えるようにスポーツ外傷・障害に対する

知識や技能を有し、社会的にも認められる指導者養成の充実が必要である。

(3) 合気道に関して

魚住：他方、試合が無く形稽古を中心とする特徴がある合気道の場合は、立木先生。

立木：合気道という呼称が始まったのが1942年（昭和17年）、現在の財団法人化1948年、国際合気道連盟は1976年、1986年には GAISF の加盟している。合気道は創始以来現在まで、競技化はされていない。

ただ開祖植芝盛平に初期に習った方の中に、競技を行っている会派もある。

合気道は会頭を道主という呼称で代々植芝家が引継ぎ、世襲制でその運営が行われている。また開祖の初期の弟子の頃から海外で指導が行われている。例えば1951年に望月稔氏がフランスへ普及を行い、1960年代になると現在も活躍されている指導者が欧州、米国に普及を行った。よってフランスを中心にヨーロッパなどは柔道と同じように修行人口が多いと言われている。

現在では（公財）合気会という組織があり、その傘下に国際合気道連盟が入っていること、海外の中心の指導者が日本人であったことなどから、組織としては良くまとまってきたと言える。一方で海外に合気道を持って行った世代がリタイアする時期を迎えていて各地で世代交代が行われている。また段位制度に関しては合気会が掌握しているが、フランスなどは日本の段位審査も行われているものの、独自にも段位を出すようになっていく。

合気道も少しずつではあるが、他の武道がたどってきたように各国で独自の合気道文化が形成されていくものと考えられる。またそれぞれの地域で指導者が交代して、その国で育った人がリーダーになって行くと、日本人が意図している物と少

しずつ解離していく可能性がある。それをどの程度コントロールしていいのか、つまり日本の合気道というのを正しく理解してもらうのかを国際会議、指導者派遣の稽古とかを通してやっていいのか今後の課題である。幸い（公財）合気会は指導部を有している組織であり、海外からの派遣依頼があると、そこに属している指導者が海外に行って指導するという形が機能している。（本学においても部活動に師範として、また講義の方にも別の師範が指導に来て頂いている。）

また、私見だが海外の演武会を中心に合気道の技術が華美になっている気がする。かなりショー的に脚色されていて、それが目的になってしまうと何のために稽古しているのかが変わってきてしまうと思うが、海外では受けが良いようである。

魚住：海外において合気会と他の合気道の会派との関係はどうか？

立木：そのあたりは上手く棲み分けられていたり、別のものと考えられているようである。また海外の修行者は比較的柔軟性があるので、様々なスタイルを勉強している方もいる。

また同じ会派でも現地で世代が交代する中で、その国の中に団体が増え、様々な問題もおきているようである。

(4) 剣道に関して

魚住：それでは次に剣道に移りたい。道具を使った対人系のもので、国際化するには道具をどうするかから大きな問題であるが、伝統性の問題、また審判で一本の判定の問題も大きいと思う。大矢先生、岩切先生。

大矢：「国際化の現状と問題」として、最近、次のような事例があったので紹介する。全日本剣道連盟は、2013年に国際剣道連盟からの要請を受けて、イタリア剣道連盟の講習会に剣道の指導者3名、居合道の指導者3名を講師として派遣し

た。そうしたところ、事後、派遣された剣道の講師から“居合道の講習に充てる時間はたいへん多く、居合道の講師はVIP待遇であったが、剣道の講習に充てる時間は極めて短かった。剣道の国際的な普及のために全剣連から派遣されて行ったにもかかわらず、これはいったどういうことだ！”という、剣道の講習に充てる時間の短さに対する憤りの報告があった。

このことを受けて、全剣連からイタリア剣道連盟に事情説明を求めたところ、イタリア剣道連盟からは“居合道は日本が起源であるから日本人に指導してもらいたい。一方、剣道については、韓国は試合で勝つ剣道を教えてくれる。日本は試合で勝つ剣道を教えてくれない”という説明があった。

つまり、居合道は日本が起源であるから日本人にしか教えられない。したがって、日本人が指導する居合道に対しては興味を示し真摯に修習する。一方、剣道については、韓国は勝つための剣道を教えてくれるので、所謂、韓国流の剣道が好まれる傾向にある。

こうした、いわば文化性と競技性の狭間にあって、あらためて日本の剣道の佳さとは何か、日本の剣道の何をどう伝えるのかといったことが課題になっている。日本としては「剣道の理念」「剣道修練の心構え」「剣道指導の心構え」の内容を分かりやすく解説するとともに、日本が世界に向けて“教える姿勢”をもって取り組む必要であるという方向に舵がとられ始めた。とりわけ、「剣の理法」「竹刀という剣」「修練」「道」などの考え方を、どう「人間形成」に落とし込んでいくかが焦点になっている。

岩切：フィンランドなどを中心に指導した経験から、場所によっては初段の人間がその地域の指導者になっていることなどがあった。まだまだ普及の面が遅れているところがあるのでしかたない。

技術的な事は短時間で教えられるが、それ以外のことについて話をしていくというのが言葉の問題や期間の問題で難しい面があった。例えば「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」という「剣道の理念」(全剣連)などを話していくべきであったが、実際は指導法、審判法、日本剣道形を中心に指導してきたのが現状である。

また、首都のヘルシンキで指導する場合には通訳がつくのだが、地方に行くと全く通訳がおらず、実技指導だけになってしまう。よって実技的な物は伝わっているが、内容的な物がどれだけ伝わっているかはわからない。

(5) 国際的観点からの剣道の問題点

ベネット：この5年の国際剣道コミュニティーにおける問題点を9点ほどリストアップした。

- ①ドーピングの問題：最近、国際剣道連盟加盟国の全国大会や国際大会においてWADAのルールに従ってドーピング検査は義務付けられているが、検査の費用が高額であるということと各国のドーピングに対する認識と知識は一般的に浅いことからほとんど行っていないのが現実である。これから、積極的な教育が必要になる。コンバットゲームスというイベントが最近行われており、私は普及に取っては大変素晴らしいイベントだと思うのであるが、どうも日本の方では反対する方が多い。その理由はオリンピックに対する偏見と同じようなものがあると思う。
- ②審判問題：全日本剣道連盟の試合審判規則は改正してきているにもかかわらず、それに基づいて英訳された国際剣道連盟が使用しているルールは改正しないまま少しずれが出てきている。有効打突の「条件」が世界共通であっても、必ずしも日本人審判員と外国人の審判員は有効打突と見なす「基準」が同じとはいえない。韓国から何時も提案されるのは国際剣道連盟の審

判委員会、ルール委員会をなぜつくらないのか。どのようなスポーツも国際審判委員会があるのだが剣道はない。

③称号の問題：数年前に日本の称号聖代は試験性になった。外国の方で6段、7段、8段の審査を合格してから、その国の称号制度がない限り錬士、教士、範士が取れなかった。日本で称号をとりたければ、日本人と同じ日本語の試験を受けなければならなかった。最近になって錬士、教士は日本の会場にて英語で受験できるようになった（教士は2年前から）。日本と別の称号制度ができて国もあるが、原則として日本では認めない。例えば、アメリカの錬士を獲得しても、日本で教師を受験する資格にならない。また、国際剣道連盟には居合道と杖道も人気があり、高段者も出てきている。が、称号は剣道のようにとれないし、教材もあまりない。不満が高まっていると聞く。

④国際連盟のガバナンス問題：ヨーロッパ剣道連盟はヨーロッパ諸国が一端加盟してから国際連盟に加盟するようになってきている。加盟国が比較的に多くなっている。よって、国際連盟の中でヨーロッパの声がだんだん強くなってきて、いずれ国際連盟のヨーロッパ理事の数を増やさなくてはならず、日本が過半数をとれなくなる懸念がある。いくら日本の競技人口が多く、剣道のリーダー国であっても、国際剣道連盟メンバーの中に1ヶ国に過ぎないので、権力のバランスが興味深い深刻な問題になるかもしれない。

⑤韓国流の剣道の普及：海外では韓国人の経営している道場が多くなってきている。それがローカルの連盟との間で考え方とか様々な点で摩擦が出ている。

⑥審査の問題：数年前まで日本人が海外で審査をするときにはルールがなく、日本の高段者が個人的な用で海外に出かけた時に審査委員依頼さ

れることが多かった。現在では、現地の連盟会長から全日本剣道連盟会長あてに正式な審査委員依頼状を送ってからでなくては許可が出来ないという形になった。それまで、いろいろ問題があったので、管理する必要が出てきたわけであるが、高段者が少ない国では審査会が開きにくくなっている場合もある。例えば、ニュージーランドでは審査を受ける機会が少ない。そこで日本より指導者をセミナーに招いたときには審査員もお願いすることになる。許可はさほどとりにくいことではないが、招いた指導者が「出る杭は打たれる」という心配から審査員をやりたがらない。

⑦JICAの問題：最近、日本から剣道で指導者を派遣する国が減ってきている。ヨーロッパの派遣員は数年前に停止になった。

⑧アジア連盟の問題：近年出てきているのがアジア連盟をつくって欲しいという希望が韓国から出てきているが、日本連盟が作りたがらない。

⑨マナーの問題：近年の世界大会において、選手・観客のマナーが少し悪化しているように思う。勝利至上主義の影響か。

嬉しい話として報告したいが、世界初の純粋な外国人（海外で剣道をはじめ、修行を続けた日本人以外）の8段が生まれた。ブラジル出身のロベルト岸川氏がめでたく日本の審査会で8段を合格した。

魚住：剣道のオリンピック参加の問題では、むしろ韓国の連盟の方がオリンピックへの参加に積極的だと聞いているが。

ベネット：その通りだと思う。韓国と台湾が同じ考えである。

またスポーツアコードに入るという事が誤解を受けているが、例えばその国で補助金を得るためには、スポーツアコードに入っていることによって、正式なスポーツという扱いを受けるという側

面がある。剣道は他の国ではまだまだマイナーなので資金を得るには加盟することがステータスになる。

また剣道はオリンピック種目にはなろうとしてもなることは難しいと思う。

(6) なぎなたに関して

魚住：では、なぎなたに関して木村先生。

木村：剣道と共通するものがある。たとえば世代交代。この2～3年で戦前にあった武道専門学校の薙刀教員養成所を卒業された方の多くが亡くなっている。日本の中でも指導者が少ない状況にある。海外でも日本人で海外に行かれてアメリカやヨーロッパを引っ張ってきた人達が高齢化や体調不良によってだんだん現場を去って行っている。指導者ばかりではなく財政面でも支えてくれた方々も同じである。

世界大会の審判員になるのも日本が出している称号以上保有者でなければならない。その資格は日本に来て審議を受けなければとれず、またその資格取得の稽古を指導してもらえない環境にいないので合格出来ない。よって世界大会でも日本人ばかりの審判になってしまう。海外での状況を理解してくれれば良いのだが、何回か審議・審査会に来て不合格で帰らなければならない状況である。

また海外から指導者派遣を頼まれても、旅費や宿泊費について日本か海外かどちらが分担するかなど金銭的部分に於いても多くの課題がある。全面負担するという事が難しい全日本の経済状態もあり、リーダー国として「育てる」気持ちを持ってもらいたい。

剣道と同じようになぎなたもヨーロッパの加盟国が増えてきている。今国際なぎなた連盟の理事はヨーロッパが1名、アジアには日本しか加盟していなくても3名いる。ヨーロッパは沢山加盟国があるのにまだ1名であるがいずれ増えてくれば

日本のリーダー国としての立場も難しくなる。

実技においては日本が競技至上主義のなかでおこなっているので、外国の人達の中には先日の武道学会でも「教育」との発言があったが、「古流」のことや「形」のことをもっと深く求めている人が多いと常々感じている。

魚住：ベネット先生はなぎなたの国際連盟の理事でもあるが、なぎなたについては、どうか。

ベネット：防具の問題がある。今まで懸案事項であった海外の防具入手の問題だが近年非常に買いやすくなっている。それはインターネットで海外への販売に力を入れている会社が出始めた。さらに大変安くなっている。しかし中にはあまり質の良くないものもあり、例えばフィット感が悪く、初心者が何もわからず利用して、間違った癖などが身につく可能性がある。

岩切：剣道経験者であれば、ある程度剣道具の善し悪しがわかると思うが、初心者の方はわからないのではないかと。

(7) 弓道に関して

魚住：道具の問題では弓道も大変だと思う。また国際化にあたっていろんな会派の問題もあると聞いているが。

松尾：弓道は海外には欧州を中心として普及しているが、他の地域はこれからである。2006年に国際連盟が出来たときには17カ国でスタートし、その時から欧州が中心。30年以上前から欧州の連盟が出来ていて、日本と欧州連盟を中心として国際連盟が出来た。その後はカナダが1カ国増えただけであるが、現在、台湾が加盟を検討している。

その他の国々でも、連盟としての組織作りまでは十分ではないものの、弓道の普及は進展しつつある。日本で弓道を習った者が仲間を集めているケース、他の武道を行っていた者らが隣国で弓道

を習い、複数の武道とともに弓道を行っているケースなどがある。よって、急速にというよりはゆっくりと国際連盟への加盟国が増えていくことになると思う。ハンガリー、ロシアなども将来の加盟国候補として有望である。

第1回の国際大会（2010）は明治神宮で開催された。第1回大会はフランスが優勝し、日本は予選落ちという残念な結果であった。国際大会は4年に1回開催することになっており、今年第2回大会（フランス・パリ）が予定されている。今年のパリでの大会に向けて日本代表を決める予選が先日おこなわれ、代表4名（うち1名補欠）が決まった。チームは各国（国際連盟未加盟国も含む）から代表1チームが参加する。個人は、日本からの場合は旅行会社も入れ、ツアーのような形で参加者を募った。

これまで、弓道の国際化の課題として、矢羽根問題（自然保護の問題）や宗教的な問題なども取り上げてきた。矢羽根問題は国際連盟の方でも問題になっており、ワシントン条約で国際的取引に制限のある猛禽類の羽根であるが、現状では日本の弓具店では普通に販売されており、試合や審査でも猛禽類の矢羽根を使用した矢は沢山使われている。これを国際連盟では使用を禁止しようという動きになって、ルール化もなされているが、国内的な対応ができない状況である。国内外で大きな問題に発展しそうな緊急を要する課題である。

宗教的な問題は、私が危惧しているほど問題になっておらず、日本武道館で行われた国際武道文化セミナーの弓道稽古においても「神前礼拝」が行われていた。外国人参加者らも講師の先導に従っていたが、将来的には問題視される時が来るであろう。

剣道・なぎなたで話題に出たが、弓道も道具の問題がある。弓道普及のためには弓道具の普及は

大切なポイントである。海外から購入するには高価ではあるが、インターネット等を通じて通信販売にて入手できる時代となり、昔と比べたら質の良いものも手に入るようになって来た。

国際大会を開催するようになったにも関わらず、国際連盟の競技ルールは、日本語のままの弓道競技規則が用いられている。欧州連盟が使用していた英語版のルールがその理解のために使用されているのであろうが、このままでは問題である。これから国際連盟の競技規則などの英語版を作成していかなければならないであろう。

それからドーピング問題も私自身は危惧しているが、あまり話題になっていない。これからの課題である。弓道ではアーチェリーと同じように興奮を押さえるような薬物が使用されることが懸念される。また、弓道では高齢の競技者も多く、持病を抱えていたり、血圧を抑える薬などを使用しながら大会へ出場する選手も現状では多数ある。国際大会を実施するに至った現状と合わせ、国内の競技においても今後どのようにドーピング問題に対応していくかを検討しなければならない時期に来ているだろう。

II. 武道の国際化の進展にともなう諸問題

（1）指導者と段位の問題

柏崎：日本では柔道の段位を講道館が出している。この段位があらゆる場面で問題視される。例えば、指導者Aライセンス獲得のためには6段以上であり、Bライセンスは4段以上である。公認指導者の場合もA指導員は5段以上、B指導員は4段以上、C指導員は3段以上である（2014年4月1日現在）。柔道に関する資格獲得のために段位を考慮することに問題が無いとしても、その段位修得プロセスは検討の余地があると思う。試合成績や形の修得レベルだけではなく、柔道の歴史、講道館柔道の思想、五教の技の名称と形、

救急処置法等の安全教育など段階に応じて昇段審査項目に加え段位に価値を持たす必要がある。フランスは、すでに1955年柔道教師に対し国家資格を与える法案を成立させている。当然、フランス柔道連盟が発行する段位の信頼性の高さが国家資格に結びついていると考えることが出来る。

先日、訪れた香港で、日本人が長年勤めていたナショナルコーチの座が韓国人にとって代わったと言う話を聞いた。その原因が指導者個人の問題かどうかは別として、柔道に関する知識も昇段に大きく影響する審査基準を作る必要があると考える。ドイツの初段は日本に来れば3段ぐらいの価値があると言う人もいる。つまり取得するのに厳しさが違う。日本の初段レベルは大変取りやすくその評価も低いと言わざるを得ない。

松尾：弓道も同じで、ドイツは、かつてはドイツ柔道連盟の傘下に弓道連盟があり、独自に段位を認定していた。ドイツの段位と日本の段位と二重構造になっていた。ドイツの段位は初段でも日本の三段ぐらいのレベルの高さがあったが、日本の段位ではないので読み替えができず、日本で段位を取り直さなければならなかったことが問題になっていた。今はドイツでは段位を出しておらず日本の段位に一本化されている。

また武道の宗教的な問題は海外の方々はどうのように感じているのか、ベネット先生はどのようにとらえているか。

(2) 武道と宗教の問題

ベネット：私の経験では宗教と武道の精神性と摩擦が無い。イスラムのことなど懸念されているが、私がイランに行ったときには現地の方はあまり気にしていなかった。

イラン人は信仰深いため、私が無宗教だと行ったら、その言葉すら理解できなかった。

何のために武道をやっているのかというアンケ

ート調査を行った。500人程のデータを集めたのだが、武道は精神性、道徳教育的、人間形成の道と言われるが、イランでは宗教と摩擦が無いのかを調べた。結果はそういった問題は全くなく、逆に武道（柔道、空手、剣道）をやることによって、「より良いムスリム（イスラム教徒）になれるのだ」、「自分の宗教のサプリメントである」というような回答があった。またキリスト教徒においても同じ。

松尾：武道であることはそれで良いとして、神棚に礼をしたりすることはどうか？

ベネット：外国に神棚はないので（日本の道場にもなかったはず）、あるのは正面で、そこには国旗や創始者の写真などが飾られている。例えばイランは宗教の指導者の写真の隣に嘉納治五郎の写真と植芝盛平、船越義珍の写真が並んでおかれていた。よって正面というのをあまり宗教と結びつけて無い。武道の伝統におけるリスペクトとして扱われている。

松尾：たとえば道場の神棚に指導者が先導して、手を叩き（拍手）礼をするとういことはどうか？

柏崎：アメリカでは、柔道の礼法に関しても裁判があった。宗教的行為の強制だとの訴えであったが、判決は柔道の礼法は宗教行為ではないということでした。訴えた方が敗れた。

松尾：礼が宗教行為ではないというのはわかったが、神棚に手を叩く（拍手）をする拝礼は私は避けるべきだと思う。競技とそれは切り離すべき。

ベネット：最近の全剣連の国際講習会では黙想も「黙想」と発声せず「正座」と発声する。これもそのような事を意識したのかも知れないが、不明である。

松尾：流派の弓術では良いと思うのだが、全日本弓道連盟、国際弓道連盟などの行事では神棚とか神道由来の行事は切り離す必要があるのではないか。

ベネット：宗教儀式と礼を分ける必要があるのではないか。そもそも弓道におけるその礼法自体は何時の頃からの物か？

魚住：弓道は小笠原流の礼法を取り入れているのでその影響もあるが、おそらく道場に神棚を設けた昭和初期以降のものではないか。

(3) 武道の国際化への取り組み

ベネット：武道の国際化の問題としては剣道はつきりしている。つまり剣道の国際化は行わない。国際普及におけるリーダーシップは譲りたくない。なぎなたも同じ。これから国際連盟をつくろうとしている国際連盟をつくろうとしている銃剣道、相撲などこれから国際普及をするのだが本当にどこまでしたいのか、国際普及はしたいのだが、リーダーシップは譲りたくないと言うことは矛盾している。

例えば国際弓道連盟の Office は日本だが、会長職が外国人になる可能性があるのか？

松尾：弓道では、今は海外の修行者も日本に主導してもらって国際連盟を運営して欲しいと思っているようであるが、10年後20年後になれば状況は変わってくる。むしろ日本がそこまで考えていない。

ベネット：何のために国際化したいのか、ということである。国際平和とか国際交流の架け橋とか、格好の良いことは言うのだが、本当に考えているのかを私は聞きたい。日本人が何を信じているのかと言うことがはっきりしない。だからそのような矛盾が出てくる。

あとひとつ。武道は世界中に広まった。それを見て外国での武道の展開から学ぶことがあるのかどうか？ 昨日の武道文化セミナーでなぎなたの先生の発言で、なぎなたは日本で競技化して形が崩れてしまっている。むしろ外国の方が大事にしているなのでその姿勢は学ぶところがあるのではな

いか、と言う発言があった。逆に日本が参考に来ることがあるのか。良いことも、悪いことも。

武道セミナーも1回目から参加しているが、上から目線で外国人に武道を教えてやろうという雰囲気があった。今回の武道セミナーでは3つのグループに分けてパネルディスカッションを行い、フロア中心に進行して、専門の先生も入ってもらって、今日その発表があった。発表しているのも外国人、通訳しているのも外国人ということで雰囲気が変わってきた。外国人武道家に対する偏見がまだまだあるのだが、昔とは変わってきている感じがする。

この前、山下泰裕先生（現東海大学副学長）が柔道の暴力問題のシンポジウムがあって私は通訳を頼まれたのだが、フランスの副会長 Dr.MichelBrousse 氏、イギリスの Dr.MikeCallan 氏などが参加して、日本のこども達が柔道で沢山亡くなっているが、フランス、イギリスでは無いということ。それではそちらの指導法がどのように違うのかという話をしたのだが大変面白かった。日本でどのように参考にするのか20年前では考えられないことがおこっている。

魚住：その点ではマーヤ先生が『武道論集』第3集で、ドイツでの初心者指導法を紹介していた。マーヤ先生。

マーヤ：私が博士号取得後、日本で就職活動をしているときに担当面接官より、貴方は武道を教える資格があると思っっているかと聞かれたことがある。また、外国人はいくつかの種目を修行することが多いが、いくつかの種目を同時に修行すると、迷っていることはないのかと言うことも聞かれた。このような事は武道のことは日本人しかわからないと言う目線で語られている感じがしている。

日本人の感覚で言えば、ひとつをやり続けることが美德であるが、海外であれば何年かの修行の

後に他の武道にも興味を持ってやることは良くある。武道セミナーのアンケートでも毎年書くようにするが「体験武道」をやめて専門的な研修を増やして欲しいと思っている。参加している外国人はある程度の経験と技量を持っている者で、専門的にやりたいのである。

柏崎：日本ではひとつのことを一生涯通すことが良しとされる風潮がある。日本でのスポーツの場は主に学校である。学校のクラブ活動として活動しているが、海外では主に社会体育として学外のスポーツクラブでおこなっている。そこでは柔道もあるし合気道もあると言うように身近である。したがって、ひとつの稽古が終わった後に残って他の武道を体験する機会が多く、他の武道のおもしろさに気付くのではないのか。

マーヤ：例えばドイツでは部活動はない。皆スポーツクラブで行っている。もし学校でやるとするなら、週一回同好会かサークルのようにやると言う感じである。例えば大学生であったら週一回合気道をやって、空手道をやって、他はバスケットの練習もやったりするようになる。

ドイツ空手道連盟では流派に関係なく、合宿のような講習会をやって、色んな流派の先生がたが指導をする。後は空手以外で太極拳とか気功の先生を招いて講習会を行う場合もある。集まる講習会では1000人規模で参加者が集まる。

(4) 最も国際化した柔道の評価をめぐって

柏崎：先ほどベネット先生から意見のあった、国際化とは何をどこまで行うつもりなのか、と言うことについて、他の武道はどのように考えているのか伺いたい。また、柔道は国際的に普及したが多くの問題を抱えていることに対してどのように考えているのかも伺いたい。柔道は200カ国に広まり世界の隅々まで道場がある。多くの問題は抱えているが、嘉納治五郎がつくった講道館柔道

が世界の隅々まで広まっているということに柔道人は誇りと喜びを感じていることも事実である。

岩切：全剣連は海外への普及というのは日本のオリジナルの剣道を発信させたい。

柏崎：我々も、日本国内においても、現在の柔道は嘉納治五郎の考えていた理想と齟齬が無いのか常に疑問を持っている。しかし、海外からの刺激によって、今一度本来の柔道とは何かということを考えさせられることも多々ある。

剣道は間違いなく、剣道の理念からそれずに日本の剣道界は進んでいると思って良いのか。

岩切：量的な広げ方ではなくて質的なものを伝えていきたいという考えだと思う。つまり日本の剣道がその国々でいろいろな形にアレンジされると困るということで、国際化というのはその土地に根付いて広がっていくと言うことだと思う。剣道に含まれる競技の部分だけを広げていくことは望ましくない。芸道性、武術性、教育性など様々な要素を含んだ形で普及されるのが望ましい。

柏崎：私は世界数十カ国の柔道を見てきたが、間違いなく嘉納治五郎の精神は海外に残っている。同行した学生もそれを感じると思う。

矢崎：外国の選手の方が礼儀正しいと感じる。

岩切：それは剣道も同じようなところがある。

岩切：礼儀に関してだけではなく、国際武道文化セミナーに参加した際、「某大学では剣道でも地稽古はしっかりやるが、形の稽古はいい加減にやっているところがある。」という話をしていた外国の方がいた。

マーヤ：私は日本に来たときにガッカリしたことが多かった。例えば礼儀作法だが、初心者の時、ドイツに講習会に行ったときに有段者にはこのような態度で接しろと言われてきたが、日本に来て空手道の偉い先生の稽古に遅れてきたり、挨拶しなかったり、受講態度が良くない生徒の姿を見た。

国際化の影響で競技化が進んだという考え方も

よく言われるが、私はむしろ海外よりも日本国内の方で競技化が進んだかもしれないと思っている。例えば空手の場合は一般の稽古で行っている形は競技のために綺麗に見せる形を稽古している道場が多い。稽古している人にこの形の動きはどういう意味だろうかと質問すると、その動作の意味は理解していない人がよくいる。

和道流は日本の古流柔術の影響を受けた空手道の流派であるが、短刀捕り、居捕り等は流派としての特徴である。ドイツにおいて3段審査の時には短刀取りなどもあるので、ドイツでは昇段する前にはしっかり練習をすることになる。日本では短刀捕り等は審査規定に入っておらず、今の日本の和道流には短刀捕り等の柔術から採用された和道流の形を稽古している道場がほとんど無くなった。指導できる先生もいなくなってしまう恐れがある。たぶん十年経てば習おうとしたら海外に行くしか無くなっているかもしれない。

魚住：合気道はどうか。

立木：競技にすれば柔道のように普及がすすむが、スポーツ化すれば宗主国云々は関係なくなってくるので、日本の思うようなモノではなくなると思われる。合気道は競技化をすることは今後もなく、形稽古をもって稽古を完結していける方向で進むと思われる。合気道は道主（宗家）をたてて流派の伝承をつなげているところがあるので、競技連盟の主導ではなく、道主を中心にやっていきたいということである。また、現在ではまだ日本で習った海外の方が現地の普及の中心にいるのでまだ日本をたててくれているのかという感じはする。

さらにこれから十年、二十年経って本当に世代交代をしたときに新たな問題が出てくると思うが、競技化をしていないと言うところで各道とは状況が少し違うかも知れない。

木村：なぎなたでは、柔道はオリンピック種目

に入ったため、いろいろな問題が出ているので、なぎなたは二の舞にならない様にしましょうと言われている。

海外で学んでいる人も競技のなぎなたばかりではなく、なぎなたの本当のすばらしさを形稽古や付随する文化から学びたいという方がいる。海外に指導に行き、その後海外での指導のためにつくす方がいる。とくに古流に関しては、競技はともかく古流をしっかり学びたいという希望を多く聞く。一方日本では資格取得や競技実績など目先の事に注意が行っている。

この大学は国際武道大学ということで、海外の指導経験も豊富な先生方も多いので、話を聞いていて同感も、感銘もうけるがこのような考え方の武道の指導者というのは多くの武道指導者のごく一部ではないのかと最近では思っている。

(5) 競技レベルと審判法の問題

松尾：弓道が国際連盟をつくったのは、国体の人数削減、連盟への補助金などが、国際連盟があるかとか国際大会を開いているかといったことによっても評価されることに配慮した経緯もある。

海外で修行されている方は日本人以上に熱心であり、日本の方が競技化に進み過ぎている。また競技に関心のある人、審査に関心のある人が日本では多く、審査対策のための指導が行われ、本質的なものは何なのかが忘れられがちではないかと考える。

今回の国際武道文化セミナーで残念だったのは、科学的なアプローチについて、専門委員の先生から「必要ではない」という意見が出たことである。科学的に解明した上で、武道の良さ伝えていくべきであるとは思う。

岩切：先ほどの海外にて変質という点では、例えば剣道では規則の中で刃筋正しく打ちましようとなり、竹刀の弦が横を向いているとか、平打ち

になっていけば有効打突にしないとある。しかし国によっては当たればポイントと言う考え方やとらえ方がある。日本ではただ当たれば良いということではなく、有効打突の基準がちがう。競技化が進めば当たれば良いのだという風になって行く懸念がある。

魚住：剣道の場合は韓国が世界大会も優勝した。韓国勢は技ののやり方もちがうようだが。

岩切：韓国の龍仁大学校と交流してわかったのは、交流の最初のころは本学の学生は「踏み込んで打つ」、龍仁の学生は踏み込まず「その場で打つ」、本学の場合は攻めながら崩して打つのだが、龍仁は連打して当てるという考え方を持っていたように感じる。竹刀を使う限りは「技術」が大事という考え方を本学は持っているが、龍仁では「スピード」「パワー」で当てることに意識を持っていたようにも感じた。

柏崎：武道の魅力の一つに勝負も含まれると思うが、勝ち負けは度外視して良いものなのだろうか。

岩切：勝たないと何を言っているかというのはあると思う。

松尾：弓道の第1回世界大会では、日本が断トツで勝つのではないかという予想がされていたが、日本は最悪の結果であった。弓道の競技規則からすれば、このような番狂わせは十分起こりうることはある。

魚住：弓道の日本代表の年齢層はどのくらいなのか？

松尾：第1回大会では50歳～60歳くらい。前年度の全日本選手権の1、2、3位の選手で、普段中たる人でも、何が原因であったか不明だが国際大会では予選落ちしてしまった。第2回大会の代表は20台半ば～40歳くらいと若手を選抜している。

柏崎：柔道は負けると詳細に敗因を分析する。

体力、技術、調整などの項目で。剣道は負けると敗因分析をどのように行うのか。

岩切：アメリカに負けた時には審判法に関する研究等も行われたと聞いた。

魚住：審判の技術委員会というのはつくらないのか。

岩切：それをつくるという意見は出ているようだが、まだ開くに至っていないと思う。しかし、大会前には必ず全剣連が審判講習会はやっている。

柏崎：やはりそれでは日本の意図するルールに徹底することはむずかしい。審判の技術委員会を行い、ピラミッド式に優秀な審判を育てる仕組みを作らなければ、良い普及は出来ないと考える。

魚住：剣道では「一本」と言っても、ただ当たただけではないということのこだわりが難しい。なぎなたの場合は。

木村：なぎなたは審判の3人中2名が日本人であることが多い。まだ大きな問題にはなっていない。

矢崎：柔道では、日本人が戦う場合は、3人はいる審判の中に日本人は絶対入らない。

岩切：剣道も同じで、その場合には日本人は外れる。日本の審判の「一本」の基準と海外の審判の「一本」の基準が違うことが露呈することもある。

大矢：剣道の場合、現状は、全剣連の試合・審判規則がイコール国際剣連の試合・審判規則であり、世界大会は全剣連の試合・審判規則に基づいて行われている。そして、世界大会前の判定基準の統一化に向けて行われる審判講習会の講師は全剣連から派遣されている。

ところが、有効打突の一本に対する価値基準は、日本の剣道人が求めている“striking”と、海外の剣道人がイメージしている“point”“touch”“hit”との間にギャップがあるようである。

また、日本では「残心」の有無を厳しく扱う。残心には「武士の情けをもって止めを刺す」とい

った日本の精神文化性が底流にあるが、海外とりわけ韓国には残心の概念はない。これら有効打突の価値基準や残心の問題などを海外の剣道人によく理解してもらうかが課題であろう。

(6) 外国人武道家に学ぶもの

柏崎：先ほどベネット先生から日本人は海外の修行者に対して、常に上から目線であるという指摘があったが、柔道はさほどそれは無いと思う。実際、先のロンドンオリンピックでも男女合計14階級中、日本が獲得した金メダルはたった一つ。これでは上から目線で言いようが無い。時々、海外の柔道選手の中には、これまでの講道館柔道には無かったような技を使う選手がいるが、これは柔道でないという目線ではなく、単に日本人にとって見慣れない技術が生まれたと考えるべきだと思う。

魚住：柔道界は当たり前のようにそれぞれの国の柔道スタイルがある。韓国スタイルとかロシアスタイルとか。

松尾：先ほどの上から目線の問題は、指導しているその人には無いのではないか。外国の方で技術的に未熟な方がいるかも知れないが、それは日本人でも同じ。上手な人が講師、そうでない人が受講に来ている構造があるわけで、その対象が外国の方か日本の方かというだけの問題という気がする。

ただ、武道をやられている日本人の方で、「どうせ外国人に日本武道の精神を理解できない」という方がいるが、そのような者に限って海外の武道事情を知らない者が多いと感じている。

柏崎：指導法に関しては、海外の指導者から学ぶべきことも多い。練習生から質問をされても、「昔から決まっている」というレベルの講師がおこなったのでは、上から目線という感想を抱かれるのではないか。

岩切：外国の方に、海外の指導者(日本人以外)の方が指導が上手だと聞いたことがある。これはその国の求めている内容にもよると思うが、日本人の指導者はどちらかというと指導が命令口調になるため、上から目線だととらえられがちなところがあるのではないか。

柏崎：柔道でも韓国の柔道家がアジアの拠点をどんどん押さえて行っているのは、教え方が上手いからだと思う。日本人の柔道家の教え方にもっと工夫が必要だと思う。

松尾：弓道では指導の言葉も「体育学的」ではないことが多い。もう少し科学的な言葉の使い方をした方が良いのでは無いかと思う場面もある。

マーヤ：たぶんベネット先生が言いたかったことは、指導法のことだけでも無く、外国人武道家の立場のことである。例えば国際武道文化セミナーなどで、運営側が子供に対するように、何時までに就寝しろとか扱い方をはじめ、講義の内容とかでも文化論的な学術的なものでなく「日本の武士道はすごい」という主観的な内容の講義が昔は多かった。あとは参加者のアンケートをとり、希望の調査をしているが、毎回海外の講演者も入れて欲しいという要望がよくあるが、ほとんど何も変わらなかった状態である。

魚住：この座談会に出席されているベネット先生にしても、マーヤ先生にしても、日本の文化について一般の日本人よりはるかに熱心に研究されている。

松尾：研究者でなくても、海外の修行者の方が日本人の一般的な修行者よりも弓道の文化的、歴史なこと、他武道のこと、日本文化のことなども良く勉強している。海外修行者からの専門的な質問に答えることのできない日本人講師もいるのではないか。

柏崎：昭和4年(1929年)、嘉納治五郎が欧州から帰国したときに、講道館の雑誌『柔道』に「海

外の柔道の方が研究熱心である。我々がちょっと油断したならば将来外国に行つて柔道を教わるようになる」というようなことを既に書いている。

マーヤ：ドイツでは5段の時には選択科目で「柔道の形をつくりなさい」という項目がある。技をいくつか選んで、形を作り、自分でつくった形の理論も説明しなければならない。三段の審査の時には柔道の歴史についてレポートを書いたりする等もある。これは日本の柔道の歴史だけではなくて、ヨーロッパの歴史も含めて書くことである。

松尾：日本で言えば体育協会で進めているスポーツ指導者の資格は、実技だけではなくて座学、つまり体育学などを含めて勉強した上で資格を認めている。このようなことはすでにドイツでの指導者資格認定には組み込まれていて、日本の武道の指導者認定よりも遙かに進んでいる。

マーヤ：昇段とは別に指導者の育成のシステムもあり、それは日本体育協会の物とよく似ている。またドイツでは黒帯を締める人は指導をできなくてはダメだという考え方がある。

種目の組織によって指導者育成の制度は違ふが柔道では統一された指導資格の制度があるが、資格は義務化されていない。空手の場合は、制度は地域によってちがいがあつた。

柏崎：先に話したように、フランスは1955年に柔道の国家資格をつくつた。その資格を取るための学校もある。当然、日本の指導者に比べてレベルが高い人が多い。

日本では、「級」に関する基準がまちまちだが、ドイツの場合は級の段階からしっかりした審査規定がある。したがつて、1級になつたときには、すべての柔道の技を理論的に理解している。

マーヤ：それはドイツでは柔道だけでなく全体的にそのような制度になつていて、例えば私はドイツで空手の初段は10年かかつた。日本でそれ

を言えば「そんなに下手くそだったか」と言われる。ドイツではこれが普通である。初段を取る前に8～1級まで取らなければならない。

柏崎：我々は今後、武道を見直すときに海外との比較をすることによって、変えるべきものと変えてはいけなものの違いが見えてくるのではないかと思う。「日本武道が外国人なんかにはわかるか」という一方的なものの見方には注意が必要であらう。

III. 武道の国際化と国際武道大学の役割

魚住：国際武道大学は創立当時から、武道の国際化の時代で指導者を育成すると言うことが大きな柱で、もうひとつの柱が武道の研究をするということであつた。

これからの武道大学の果たす役割という点でそれぞれの方から意見を頂きたい。

柏崎：武道学科の立場で言うならば、世界がどのような指導者を求めているのかをよく知り、そのニーズに合ったカリキュラムの下に、武道実技はもとより、指導法に優れ、武道思想を理解し、多くの形が引き、なおかつ最低限の語学力があると言つた学生を世に送り出すことが使命であると考えられる。

木村：国際武道大学にある別科(武道専修課程)をもっと利用することが大事ではないか。海外で活躍できる指導者をつくるような場をもつて頂きたかつたと思つている。

毎年、アメリカに学生を連れて行き、なぎなたの正課授業をされている中で一緒に学んだことがあつた。しかし旅費が個人負担であつたため、また渡航費用が高くなつたために困難になり残念ながら中止した。もっと別科との交流が必要だつたのではないか。主に柔道、剣道だけの別科であるが、海外ではそれ以外の種目からも国際武道大学に来て勉強したいという希望がある。

松尾：別科に来られる方はその国に帰ると重要なポジションに就かれる方が多い。別科での指導も充実させる事も大事だし、別科を活用して別科の学生と学部の学生が交流できるような事が必要。また海外研修で海外に連れていくだけでも、大変良い経験を学生がする。そのような刺激を受けるような仕組みというのを考えなくてはならない。

学部生が国際武道大学で4年間勉強したが、一度も外国人と会話したことが無いというようなことが起こらないようにしなくてはならない。何らかの形で交流があったり、国際的な視野が広がるような方策を考えられたらいいと思う。

立木：ベネット先生やマーヤ先生と話していると本学にもっと海外からの教員が必要だと思う。別科、学部、大学院もそうだが、今ここで議論されたようなことを学内に持ち込んで、学内でもんでいく必要があるのではないか。それで一つの方向性をだしていくというようなことが本学しか出来ない事だと思う。

また日本の武道界は男社会のところがあるので、武道学会、武道大学も女性の研究者、教員を増やす必要がある。武道の国際化または普及というような多様な問題が含まれているものに対しては、多様な人材が必要ということである。

岩切：柏崎先生の言われていた、海外ではどのような指導者が必要とされているか、またどのようにその人材を本学で育成するのかというところが大事であるが、現在の本学の状況を見ると、理論実習のような本来あるべきやらなければならないことの時間数がカリキュラムとして減ってきている。もちろん実技だけやればよいということではないが、「海外で指導できる指導者を養成する」ことを考えると、もう一度見直していく必要があるのではないだろうか。

マーヤ：別科において技術だけでなく、指導法、医学、武道の思想等も含めた海外で指導者の資格

になる専門的なコースが必要だと思う。以上のような専門的な内容を英語でも指導できる教員がいれば海外の希望者が増えると思う。あと一つの点は国際交流である。今のところで授業と部活以外に学部生と留学生の交流は少ないが、交流会館に学部生半分と留学生半分を入れると国際交流になるだろう。また、別科の人数を全体的に増やすために、空手道等の柔道と剣道以外の種目を取り入れる必要がある。

矢崎：この大学に来たときに本学は国際性が豊かで武道を専門的に学べるというところにすごく魅力を感じた。教師として学生と向き合うときにこのような魅力を伝えられるようにしなくてはならないと感じている。幸いなことに、本学には多くの海外からの研修生が訪れている。専門知識と同時に外国語教育により一層力を注ぐ必要があると考える。

柏崎：国際武道大学は開学以来、約70カ国の国から7000人以上の研修生を受け入れている。平均一年間に250名ほど。海外への武道普及という点で本学は大きな役割を担ってきたと言えるのではないかと。

魚住：武道大学で武道ということを紹介して、その背景にある日本文化や伝統を広めることが必要だと思う。今まで先生方に協力して頂いて武道論集を3集つくることが出来た。また英語版も2集つくった。これはインターネットでも公開している。この座談会もいずれインターネットで公開される。そういう意味でこのプロジェクトというのは有効に機能していたと思う。

おわりに、グローバル時代の武道の将来

魚住：もう時間がなくなってきたが、最後に今や国際化というより、グローバル化時代を迎えた武道の今後の展開について、希望、期待も含めて、それぞれの立場から発言いただきたい。

柏崎：柔道技術の変化は当然としても、その教育的価値を見失ってはならないと考える。幸い、柔道指導に伴う人間教育に対する効果は世界の多くの国が認めている。先般フランスから43名の柔道指導者が本学にて柔道研修を行ったが、その指導者から素晴らしい話を聞くことが出来た。フランスでは、引き籠りがちな子供や、多少内向的な子どもに対して、カウンセラーは柔道をすることを薦めるといふ。また、落ち着きのない子どもや乱暴な子どもに対しても柔道を薦めるといふ。今日、柔道の競技面に多くの視線が向けられているが、教育的効果にも更なる注目が集まることを期待したい。そのためには、柔道を学んでいる多くの人々が他の模範となるよう自覚を持って行動することが柔道の魅力増大と武道の世界的普及につながると考える。

国際的に通用する若い柔道人の登用も必要不可欠である。武道の世界は年長者を大切にする。そのあまり、有能な若者に活躍のチャンスが巡ってこないことも多い。国際経験の豊富な若い柔道家は今日少なくない。能力ある若者を登用することがグローバル化時代を迎えた今求められる。

松尾：武道、弓道の本質的な部分は変わることがあってはならない。しかし、グローバル化に伴って人々の価値観も変容してくるし、環境に応じて武道、弓道に求めるものも変わってくるであろう。武道、弓道に何を求めるのかということも多様化するであろう。多様化に応じられる武道、弓道であることが、新たな時代にも受け入れられる武道、弓道であり続けることにつながると考える。武道の発展のためには、いつも時代の流れと共にあるべきだと考える。

魚住：弓道だけでなく、武道全体にも言えることがらをうまくまとめていただいたと思う。グローバル時代の武道の展開は、今後の大きな課題となる問題である。

では、最後に柏崎先生にまとめをお願いする。

柏崎：本日は長時間に渡り活発なご意見を頂き感謝申し上げます。国際化といっても各武道により、実態と問題は本当にさまざまである。我々は国際武道大学に所属しているので、他の武道の状況もこうして話すことができるが、こんな機会はめったにない。グローバル時代と言われ、今後武道の国際化がもっと進展するのは間違いない。2007年度から始まったこのプロジェクトの研究成果がさまざまな形で活かされることを期待している。

日本の武道文化の成立基盤―新陰流と一刀流剣術の研究を通じて

研究代表者 魚住孝至*

共同研究者

吉田鞆男**、仙土克博**、立木幸敏*

大保木輝雄***、朴周鳳*、中嶋哲也****

長南信之**、宮本光輝**

* 国際武道大学、** 古流剣術研究会、*** 埼玉大学、**** 鹿児島大学

二〇一三年度プロジェクト研究の概要

本プロジェクト研究は、日本の武道文化の特性を、その成立基盤となった近世の流派武術に遡って解明することを目的としている。そのために、まず近世の流派武術の中でも特に主導的な役割を果たした新陰流と一刀流剣術の研究を通じて、実戦的な切り合いの術から形（勢法・組太刀）の稽古によって武士教育としての性格を持った流派剣術へと展開した過程とその思想を、実際に稽古されていた術技に即して明らかにすることを目指している。

我々のプロジェクトは、二〇〇三年度以来、新陰流と一刀流の技の様態を叙述した江戸初期から中期の古文獻数点の叙述を対照させながら、形（勢法・組太刀）の元来の仕様を推定・復元してきた。本年度は、吉田氏を中心に文献の解釈に基づく術技説明をより深めるとともに、新陰流に関するこれまでの研究成果をまとめて研究書として出版するために、科学研究費の研究成果促進補助金に申請するとともに、

研究を深めてこれまでの研究報告書を書き換えることにした。

研究書の書名は「新陰流の歴史と技法の研究―古文獻に基づく解明」とし、第一部歴史篇で新陰流の形成と展開を概観し、第二部技法篇で新陰流の勢法全体を古文獻の叙述に基づいて解明、第三部で新陰流の思想と近世流派剣術の展開を論じることにした。

第一部は、流祖「上泉武蔵守信綱研究覚書」（本年報第十七号掲載）と「新陰流の形成と定着」（第十一号）を基にするが、その後の研究の進展と本書における位置づけがあるので、かなり書き換える必要がある。今年度は、2代柳生宗厳が新陰流を確立させた過程を、彼が発給した諸伝書の分析に基づいて解明した論文を作成することにした。

第二部は、新陰流の勢法全て―基になった陰流「燕飛」（続け遣い）、「三学」（五本）、「九箇」（九本）、「天狗抄」（八本）、「極意」（六本）、「八箇必勝」（印可の太刀）、「二十七箇条截相」（序・破・急各九本）を、それぞれ四つ以上の古文獻の叙述を対照して解明した研究報告（第九号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号掲載）を集める。研究方法、資料、論述の仕方を統一するため、最初の「燕飛」については、本年度の最初に古文獻3点の叙述を合わせて全面的に再検討して、書き換えた研究報告書を年報第十八号に掲載した。「三学」についても叙述の仕方を書き換えた。

第三部は、新陰流の勢法を貫くものについて、吉田氏が「新陰流の体系の根幹「軀（マロバシ）」について」を新たに書いた。「新陰流の成立と近世武道文化の展開」と「近世流派剣術から近代剣道へ」の展

望は、「東アジアにおける武術の交流と展開覚書」(第十一号)の日本の近世武術の成立についての論、および研究報告「日本の武道文化の成立基盤」(国際武道大学研究紀要第二十八号)の研究展望をとりあえず載せることにしたが、いずれも書き直したいと思っている。最後に付録として、新陰流関係年譜と新陰流関係書一覧を作成した。

以上の構成の研究書を企画し、出版社の見積書を取って、十月末に平成二六年度科学研究費研究成果公開促進補助金に応募・申請をした。十二月から魚住を中心に立木、朴で、柳生宗庵の目録・伝書と宗庵の『兵法家伝書』の内容を再検討する研究会を三度行った。今年度の報告書は、これを契機に研究を深めたものである。

三月には、小田原市立図書館に魚住、吉田、立木で調査に赴き、藤田西湖文庫所蔵の新陰流と一刀流の剣術伝書計二十二点を調査し、許可を得て写真撮影をした。新陰流関係では柳生宗庵の『新陰流三卷書』(一六六九年成立)、その弟子の出淵七兵衛尉盛房の『新陰流兵法目録』(一六八七年成立)、佐野嘉内『新陰流刀法』(柳生新秘抄)(一七三八年筆写)、一刀流関係では『一刀流兵法大目録』(一六八二年「重明」筆写)、『一刀流剣術目録』(一七三〇年林六太夫発給)など貴重な文献があった。今後、これらを解読してその内容をいずれ本研究会でも検討することにした。

今年度の研究報告書としては、柳生宗庵の諸文献を分析して新陰流が確立する過程を解明した魚住の論文と、吉田氏の「新陰流の体系の根幹「転(マロバシ)」について」を掲載することにする。

(文責：魚住孝至)

新陰流の確立——柳生宗厳発給の伝書に即した考察

魚住 孝至

新陰流は、上泉伊勢守信綱（一五〇八？～一五七三）により創始され、その直弟子たちによって発展させられた。ただ弟子たちは、それぞれの仕方でも展開し、必ずしも新陰流を名乗っているわけではない。疋田豊五郎^{ふんごろう}は疋田流、丸目藏人^{くらんどすけ}佐はタイ捨流、奥山休賀齋は神影流をそれぞれ称している。そうした中で、柳生宗厳（一五二九～一六〇六）は新陰流を称しているが、独自の工夫を加えており、実質的には柳生新陰流と通称されている。第二世代になって、このように多様な展開を見せたが、新陰流として後々まで大きな影響をもたらしたのが、柳生宗厳に始まる新陰流であった。

新陰流という、ともすれば上泉の『影目録』（一五六四）や、宗厳の息子で將軍家兵法師範となった柳生宗矩（一五七一～一六四六）の『兵法家伝書』（一六三二成立）ばかりが論じられ、宗厳の伝書が十分に研究されてこなかった。宗厳は上泉の思想を受け継ぎながら、かなり異なった形で展開したのであり、宗矩の『兵法家伝書』は、新陰流の術技に関しては宗厳の目録に忠実に則っており、その思想に関しても宗厳が遺した伝書の条目を宗矩流に解釈・解説しているものと言えるものである。新陰流の確立過程を明確にするためには、宗厳による新陰流の整備の過程を詳しく考えてみる必要がある。

1. 先行研究の検討

先行研究としては、まず柳生厳長著『正伝新陰流』（講談社・一九五七）が挙げられる。これは、尾張柳生家伝来の上泉の『影目録』と宗厳自筆相伝書を初めて翻刻・解説し、研究の端緒を開いた。宗厳については、上泉との出会いの場面は詳しいが、その後は新陰流を大成したと言うものの、その叙述は十頁に満たず簡単である。

今村嘉雄著『史料柳生新陰流』（上・下巻・増訂版一九九五・新人物往来社）は、江戸柳生家伝来の文献を中心に網羅的に翻刻している。宗厳関係では、目録八点、印可状七点、兵法歌（『兵法百首』）、諸資料（遺言）など、基本的な資料が載せられているが、各項目に分類して宗矩などの文献も合わせて掲載しているので、宗厳の思想を捉えることは難しい。

今村氏は『定本大和柳生一族』（一九九四・新人物往来社）で、柳生一族を論じ、その中で宗厳について章を設けて六十七頁分書いている。けれども歴史的な経緯と流祖・上泉伊勢守の文献の紹介をしているが、新陰流の術の内容にはふれず、宗厳による勢法や伝書の整備や展開に関しては論じてはいない。

また柳生延春著『柳生新陰流道眼』（島津書房・一九九六）は、宗厳の『新陰流截相口伝書』と『没茲味口伝書』を影印・翻刻し、各項目について解説している。尾張柳生二十一世宗家による解説であり、大変貴重なものであるが、伝書の位置づけや思想の解明については十分とは言えない。

宗厳の伝書については、渡邊一郎著『兵法家伝書』をめぐる諸問題』（日本思想大系『近世芸道論』（岩波書店・一九七二）所収）にも

分析が見られるが、十一頁の論なので、展開や技について立ち入って論じてはいない。また加藤純一著『柳生新陰流の研究』（文理・二〇〇三）は、第四章「柳生新陰流の型」で宗厳の伝書の「型」の名称の変化を論じているが、技の内容にはふれていない。

2. 本稿の課題

宗厳の生涯を考えると、新陰流の流祖・上泉伊勢守に出会ったのは永祿六年（一五六三）であるが、当時は武将として度々合戦に参陣しており、新陰流の整備にかけける時間はなかったと思われる。宗厳自らが初めて新陰流伝書を出すのは天正八年（一五八〇）前後である。天下統一後、隠田があったとして領地は没収されたが、文祿三年（一五九四）徳川家康が新陰流に入門を受けてから、一族の運が開かれる。家康が関ヶ原合戦で覇権を握った後、柳生の旧領を復したが、宗厳は慶長六年（一六〇一）以降十年に没するまで伝書の仕上げに心血を注いだ。上泉に出会ってからの年月は、五〇年近くに及ぶ。戦国から近世社会の開始までの激動の時代であり、上泉から受け継いだ内容だけではない、宗厳独自に工夫がさまざまに凝らされている。上泉は足利将軍家から「兵法天下」の称を得ており、新陰流は畿内にも広まっていたが、まだ社会に定着したわけではなかった。徳川家康が新陰流に入門し、代々の将軍家が新陰流を学ぶことになるのは、まさに宗厳の功績によるものであった。

宗厳は新陰流を受け継いだが、流派の勢法を上泉にはなかった形で体系化している。口伝書にしても、上泉の教えを踏まえながら、徐々に彼独自の形で整備している。上泉の他の弟子が基本的に術の遣い方にほぼ限定されているのに対して、宗厳は上泉の思想を受け継ぎ、武

士としての心の持ち方に深めたと云ってよい。

宗厳が体系化した思想は、そのまま新陰流の伝統として、今日まで受け継がれ、新陰流の勢法の母胎となっている。宗厳が整備した伝書を踏まえて、宗矩は近世社会に向けて作り変え、心法部分は沢庵の教えも取り入れながら、『兵法家伝書』を展開した。その術の核心部分は、宗厳の伝書の宗矩流の解釈と言えるものであり、この点でも宗厳の影響は決定的である。

本稿では、最初に宗厳の生涯をその時代背景に注目しながら、まとめて考えておく。次いで宗厳の幾つかの伝書に即して、勢法と伝書の双方に関して、流祖・上泉伊勢守から受け継いだものと、宗厳が付け加えて整備したものを明確にするとともに、宗矩へと伝承されていくものに注目しながら、新陰流が確立する過程を考察することにする。

I. 柳生宗厳の生涯とその時代

— 武将として活躍から新陰流の整備へ

(1) 柳生の地と柳生家

柳生宗厳は、享祿二年（一五二九）、大和国の柳生の古くからの領主の家に生まれた。柳生の地は、奈良の東北十五、六キロの山間の小盆地にあり、奈良、笠置、伊賀に通じる街道があつて、戦略的に時に重要にはなるが、山間である分、孤立した形でも存在し得る地でもあつた。戦国時代の大和の国には全域を支配する強大な戦国大名はおらず、筒井、三好、松永氏などが対立・抗争を繰り返していたので、誰に付くかは大きな問題であつたが、この地に閑居することも可能であつた。

柳生家は、後に作られた家譜『玉栄拾遺』（一七五三年成立）によれば、本姓は菅原氏で、平安末期から荘官に任ぜられたとされるが、その系譜が明確であるのは、後醍醐天皇に仕えた永珍ながよし以後である。宗厳はその八代の後裔となる。ただその地位は安定したのではなく、父・家厳は、天文十年（一五四一）に笠置城合戦で筒井氏と戦い、その一年半後には筒井勢のために小柳生城陥落、以後筒井氏に従うことになった。宗厳は十六歳にして敗戦を経験していたのである。

永祿二年（一五五九）には、大和に侵攻してきた松永久秀の配下に入り、同六年の筒井勢との多武峰合戦では、拳を射られ、危うく討ち取られるところであったが、家臣が身替りとなって辛うじて危機を脱した。

（2）新陰流・上泉伊勢守との出会い

翌永祿七年（一五六四）、新陰流流祖の上泉信綱が、上州から上京の途中に伊勢国主・北畠具教の紹介によって柳生庄を訪れた。宗厳は、若くから新当流等を学んでいたが、上泉の弟子の意伯と二度立合って破れ、潔斎して新陰流に入門したという（『討太刀目録』奥書註）。上泉は、疋田豊五郎を柳生の地に残し、自らは上洛して、將軍・天皇に新陰流の技を上覧に供している。宗厳は、新陰流の太刀の工夫に努め、翌八年に上泉から印可状を授けられた。この中で「上方数百人の弟子治め候が、斯くの如き儀は一国一人に候」と記しているが、これは、宗厳に世話になった感謝の思いがあり、同じく伝統ある土豪としての親近感もあつてのことと、単に剣術の実力を保証したものとは言えない。「永祿九年五月」の奥付を持つ上泉の『影目録』四巻が尾張柳生家に伝わっているが、巻末の授与者名が切り取られた形跡があり、宗厳に授与されたものとは言い難い。けれどもこの四巻に著された思想を、

宗厳が後に受け継いでいくことは確かである。

ただ永祿九年当時は、宗厳は大和の武将として多忙な身であり、まだ新陰流を整備に取り掛かる余裕はなかったと考えられる。

（3）大和の情勢と武将としての働き

当時、大和の情勢は混乱していた。永祿八年五月には、三好三人衆と松永久秀が連携して將軍義輝を襲って弑する事件が起こり、翌九年には松永久秀と三好義継が決裂、以後四年にわたり、筒井も加わって大和では合戦が繰り返されることになる。そして永祿十一年（一五六九）九月には足利義昭を奉じて織田信長が上洛した。十月には大和に進軍に際して宗厳に嚮導するよう依頼する信長からの文書を受け取っている。松永は信長の下に降って大和一国を安堵された。

上泉は元龜二年（一五七二）七月に関東へ帰るが、その際宗厳に会って、「自分も若ければ、この「無刀」の工夫に専念するのだが」と語った（『討太刀目録』奥書）とも言われるが、これは宗厳の「無刀」の工夫が流祖にも認められていたように、後から付託された話だと考えられる。この時点で「無刀」がどこまで完成していたかは不明である。元龜二年（一五七二）五月には、松永は、將軍義昭と本願寺の顕如、武田信玄らと連携して信長に反した。八月の大和辰市の合戦で筒井順慶を襲ったが大敗を喫したが、この時、松永方で戦った宗厳の嫡男・厳勝は再起不能の重傷を負い、以後柳生の地に籠って不遇を託つことになる。

天正元年（一五七三）正月に松永は信長に降ったが、二月に義昭は信長を討たんと挙兵したが、失敗。義昭は七月にも信長と再度戦って敗れ、義昭を匿った三好義継は信長に攻められて十一月には自害し、義昭は和歌山に逃れたが、ここに室町幕府が終焉するのである。

天正五年八月、松永久秀は信長に叛して息子の久通とともに志貴山に立て籠もったが滅亡する。宗厳は松永の叛旗には加わらず、これ以後大和を支配した筒井とも独立した体制を採っていたという。権謀術策を駆使した松永の下から解放され、柳生の地が山間の地であったから、こうした閑居が許されたのであろう。この間、宗厳は激動を必死に生き抜いた半生を振り返ったであろう。

大和の由緒ある旧族でありながら、戦国の乱世では筒井、三好、松永氏らの配下に属して合戦に出ざるを得なかった。家臣は何人も死に、嫡男も不具となった。三好と松永が手を結び、將軍・義輝を二条城に弑した時、どのような感懐を持ったか、しかも織田信長が畿内に進出するや、三好も松永も筒井もその配下とならなければ、生き残れない。かつて感状を授けられた三好義継も、松永久秀も、久通も結局は信長により殺された。さらに信長が奉じた將軍義昭は、信長に敵対することとて追い出され、室町幕府は滅亡した。その間の事情を、伝統を担う武門の家の長として、どのように見ていたか。時代の過酷さ、悲哀の相は、上州の土豪で信玄に蹂躪される前に上洛した上泉よりも宗厳の方が深かったと思われる。

宗厳は、まさに旧族の武将としての矜持と、それ故にこそ、新興の大勢力の天下布武の露骨な圧迫に悲哀を味わっていたがゆえに、上泉が新陰流で以って「兵法天下二」として特別の扱いを受け、「従四位下」を賜って歴史に名を残すようになった事例を意識せざるを得なかったと思われる。

(4) 新陰流の目録・伝書の発給

宗厳は、天正八年（一五八〇）前後に目録、口伝書を三好左衛門尉に計四通出している。

この時代は信長が中央に進出して旧族の土豪は次々と滅ぼされ、石山本願寺も終に大坂を退去し、天下布武が実現される趨勢となっていた。もはや武將として自立してあり続ける可能性は厳しいことが明白になったが故に、宗厳にとつて、時流を超えた永遠なるものを志向した上泉のモデルがあったことが唯一の望みとなったのではない。上泉と出会って十五、六年、自身も五十歳を越え、自分なりに流派の思想が出来上がって来たのであろう。鉄砲の威力、集団戦で刀の実戦的な意味などほとんど失われた時代であることを自覚しつつ、それ故に実戦性ではない、英雄の学ぶべき高尚なものとして位置づけようとした上泉の思いを継いで、新陰流を整備しようとしたのではない。宗厳は興福寺の周辺にいて、仏教の印可状や芸道の伝書なども知っていたゆえ、目録・伝書をまとめようとしたと思われる。

けれども目録を授与した三好左衛門尉も、信長の支配がさらに強まると大和を去った。まだ新陰流が定着できる世ではなかった。

(5) 天下統一期の苦境と徳川家康の入門誓紙

天正十年（一五八二）六月に本能寺の変が起り、信長が倒され、代わって豊臣秀吉が惣無事令を出して天下統一に乗り出す。大和も天正十三年には、秀吉の弟・秀長によって支配されるようになった。この年に宗厳宛ての知行分目録（隣接する近江国の三カ村百石）がある。秀長は天正十九年に病死、代わって甥の秀次の支配となる。

文禄二年（一五九三）、宗厳は剃髪して石舟斎と称するようになる。ところが文禄三年初めには、隠田が通報されて、本領が没収される憂き目にあっている。

それ故、「世をわたるわざなきゆへ 兵法を隠れ家とのみ たのむ身を憂き」[兵法の勝ちをとりても 世の海をわたりにかねたる 石の

舟かな」(『宗厳兵法百首』^{注2})などの思いで、新陰流兵法に希望をつなぐ日々であったと思われる。

柳生家にとっても、また新陰流にとっても、大きな転機になったのは、文禄三年(一五九四)五月、宗厳が徳川家康に招かれて技を披露したことである。

秀吉の天下であるが、家康は最も有力な大名であり、旧族大名の誇りも強かった。この時、剣術を学んで自信もあつた家康は、自ら立ち合つてみたが、無刀の宗厳に太刀を取られ後ろへ倒された。「上手なり、向後師たるべし」と景則の刀を授け、入門の誓紙を出したという(『玉栄拾遺』^{注3})。ただ宗厳は、すでに老齡(当時六十七歳)を理由に出仕を断り、連れて行つた当時二十五歳の五男の宗矩が家康の下に出仕することになった。宗厳はこれ以後、新陰流の勢法と思想の整備に専念するようになったと思われる。

慶長元年(一五九六)には新陰流の勢法全体を体系化した目録を出している。齡七十歳を越えて、人生の残りを思う日々であつたであろう。慶長四年七月には遺書を書いている。

(6) 関ヶ原の戦い後、新陰流の伝書完成

慶長五年(一六〇〇)九月の関ヶ原の戦いは、柳生一族にとつても大きな転機となった。合戦直前に、家康の宗厳宛ての書状を宗矩が持ち帰り、周辺の旧族の土豪・牢人を東軍側につける働きをした。関ヶ原合戦の勝利によって徳川の覇権が確立したが、十月に宗矩に柳生の旧領が与えられた。宗矩は翌六年九月に千石加増されて、秀忠からも入門誓紙を受けることになった。

こうして柳生一族の将来がようやく開ける見通しになった慶長六年二月、竹田七郎宛に新陰流兵法目録を出している。これ以後、亡くな

る同十一年二月まで、『截相口伝書』、『没茲味手段口伝書』など新陰流の目録を作つて、竹田と孫の兵庫助などに授与している。

竹田七郎は、金春禅竹から八代を経た金春太夫家の者であり、世阿弥、禅竹以来の伝書、秘伝、目録などを知つていた。彼は、能楽の稽古の他に、宗厳の他、宝蔵院の槍、穴沢流の棒、大坪流の馬などの諸武芸を学んで、それぞれの免許を得て、自ら兵法書の草案を作るほどであつた。由緒ある芸能家の熱心な弟子を得たこと、また江戸の將軍家の師範にもなる宗矩と、孫の兵庫助にこれから兵法者として生きるための伝書を遺したいという意識もあつて、宗厳は氣力を振り絞つて次々と伝書を著し、兵法の道の完成に打ち込んだと思われる。

慶長十一年四月、宗厳は齡七十八歳で没した。その後半生は、新陰流を整備し、社会に定着することに専念した生涯であつた。

II. 新陰流の整備—天正八年前後の宗厳発給伝書

宗厳は永禄八年に上泉から「一国一人状」を得ているので、この時点で新陰流の核心を掴んでいたとは言えるであろう。上泉は前年柳生の地を訪れ宗厳は入門した。上泉はすぐに上洛したが、弟子の足田が残つたので、宗厳は新陰流の勢法を十分に稽古出来たであろう。宗厳にはすでに新当流で畿内に聞こえた遣い手としての誇りもあつたであろう。永禄九年五月発給の上泉の『影目録』四巻を手に入れて、上泉の思想と立場も十分に理解したものと思われる。

(1) 宗厳の家訓

柳生十兵衛三蔵の『月の抄』冒頭に、「兵法之落索」として宗厳が書いたとする柳生家の家訓が掲げられている^{注4}。宗厳の自筆伝書は

残っておらず、「天文二十三年」（一五五四）という奥付の時期は信じ難いが、最初に上泉の『影目録』の言葉を踏まえて、「英傑」たる者のみが、この兵法の教えを受け継ぐべきことを言う内容である。この書で「亡父」宗敵の目録・伝書を丹念に参照している十兵衛の態度からも、これが宗敵によるものであったと信じてよいと思われる。

この文書の成立時期は、宗敵が兵法伝書を整えてきた慶長期（一五九六以降）のものかと推定されるが、上泉の思想を受け継ぐ宗敵の立場をよく示しているので、まず問題にしておくことにする。

上泉は、『影目録』^{注5}でインド、中国、日本の三国にわたり、神話時代から今日に至るまでの剣の位置づけをした上で、「予は諸流の奥源を究めて、陰流において別に奇妙を抽出して、新陰流を称す」、「諸流を廃せずして、諸流を認めず、まことに魚を得て釜（魚を取る籠）を忘るるものか」と述べる。新陰流は、諸流の奥源の粹を集めたものだと言うのである。「千人に英、万人に傑ならずば、いかでか予が家法を伝えんや」とし、「龍を誅する劍、豈蛇に揮はず」と、ここに伝える剣術が実戦的な争いの具ではない、高尚なものであることを強調していた。

宗敵が上泉から受け継いだ基本的な視点は、兵法を仕合で他に勝つ実戦的なものではなく、日々深め鍛練すべき英傑の学ぶ高尚なものとして位置づけることであった。「兵法之落索」が述べているのは、「此流第一は仕相を為すべからず」、「今日之我は昨日之我に勝ち、上手奇妙は、鍛錬工夫之上に在り」、「古人師伝に、其人の一世の意地、覚悟・分別を存する所の仁を見て「相伝すべきであり、「其人、英傑に非ざれば、截相之極意口伝を許可すべからず」ということである。

上泉の他の弟子が基本的に術技に定位していたのとは相違して、宗

敵はむしろ独立した武士の修養の道として意味づけようとした上泉の思想を受け継いでいる。鉄砲を大量に使った大規模な集団戦となり、個々の武士がもはや独立してはあり得なくなった世であればこそ、かつて兵法を心の修練として剣の道を深めようとしたと言つてよいであろう。上泉にも宗敵にも共通して、誇り高く、一個の武士として独立していた、由緒ある土豪の領主層としての意識が強く働いていると思われる。

しかも宗敵は「無刀而必勝之工夫を得る」ことを追求をしていただけに、修養道としての性格がより強くあったと思われる。

(2) 宗敵発給の印可状・伝書

宗敵の最も古い目録・伝書は、天正七年（一五七九）から九年にかけて、三好左衛門尉に宛てたものである。印可状は伝える内容のみを書き出し、伝書は表題のみを示すと、以下のようになる。

1. 印可状 「円太刀・向上・極意・人取手・居相」 天正7年2月
見奥之儀

2. 印可状 「円太刀・截合心持・位その他、極意無刀心持 手裏」 天正8年2月

3. 伝書 「位五大事、切合二十七ヶ条之事、極意奥儀太事」 天正8年2月

4. 印可状 「円太刀、截合十字・手裏見迄」 天正9年2月

三好左衛門尉は、松永の主筋となる三好氏の一族で、大和に定着した三好備中守長房の長子である。この伝書も「人々御中」となり、目上の者への気をつかった書き方である。

印可状の「円太刀」は「三学」の勢法だが、「向上・極意」は、ここでは「極意奥儀」、「極意無刀」と通じると見られる。「人取手」「居相」は、捕縛術や居合と思われる（後の発給文書にはこれらの項目は

なくなり、刀術の心得だけに限定される。「截合心持」、「截合十字」は「切合二十七ヶ条」で学ばれることと考えられる。

(3) 最初の伝言の内容

伝書は、「位五大事」「五箇条」、「切合二十七ヶ条之事」、「極意奥儀太事」七箇条の構成である^(注1)。

①「位五大事」は、基本の身構えの心得で、以下の五箇条である。

第一 敵拳に吾肩に同じく成るべき事

第二 吾肩一重身ひとえみに成るべき事

第三 こぶしに身つれ、拳をさげざる事

第四 身のかゝり先なるひざに身をもたせさげざる事

第五 我が左のひぢをかゝむ事あるべからざる事

身構えを、肩や拳、膝、肘と身体のある様を具体的に示しており、まさに大事な心得である。

この五箇条は、後に多少表現が替るところがあるが、「五箇の大事」(『新陰流兵法目録』)、「五ヶの習」(『兵法家伝書』)などと言われて、新陰流の最も根本となる心得である。

②「切合二十七ヶ条」は、「序・披(破)・急」各三本ずつで、技の名称が挙げられている。その横に小文字で遣い方の覚書も書き込まれたのは、後からであろうから、略して示すと以下である。

「序

一 右旋、左転、臥切事

一 すり巻入事、小詰、村雲

一 くゝ切事、こし切事、付調子切事

披(破)

一 とうぼう

一 折甲

一 一切合太刀

急

一 陰陽向上上構

一 向我が身をはなされる太刀、上・中・下・先三寸、十文字一

調子の事

一 懸待表裏三つ

「序」は、全て技の名称が記載されている。「右旋」「左転」「小詰」「村雲」は、「三学」や「九箇」の勢法の名であるので、「序」はこれらを変化・応用させて稽古する「碎き」であることを示している。「臥切」「すり巻入」「くゝり切」なども、技のやり方を表現したものである。

「披」は、以降の目録では全て「破」であり、この書き方が正しい。その内容の「とうぼう」は「刀棒」で、片手で刀の嶺を受けて、太刀を両手で捧げるように持つ構え方であり、「折甲」は、太刀を頭の上で振るようになる構え方である。「一切合太刀」は、敵との関係で変わる構え方である。その下に小文字で遣い方が三つ、二つ、四つ書かれているのは、それぞれの構えからの遣い方を示したものである。

「急」は、この表現だけでは理解しがたいが、長岡房成「截合二十七ヶ条注」^(注2)によれば、「陰陽」は八相の順・逆を、「向上上構」は上段から豎に打ち込むことを意味し、それらの敵の打ちに対して、(小文字で書き込まれたように)「十文字に心をかけ、一調子」に打ち合わせることである。次は、敵が「向こうより上・中・下」に打ち込んでくるのを、「十文字、一調子」に打ち合わせる。最後の「懸待表裏」は、敵が懸り来るとも、待っていて打つとも、表より打つとも、裏より打つとも、我はただ真直ぐに打つばかりであることを示す。

以上のように、「切合二十七ヶ条」は、「三学」や「九箇」の砕きから始まり、「刀棒」や「折甲」の特殊な構えの砕きを経て、最後は敵がどのように打つてこようが、十文字に真直ぐに打ち落とすことを示すものなのである。

後述するように、十五年後の慶長元年の目録では、「序」は「上段三、中段三、下段三」、「破」は「折甲二、打合四、刀棒三」、「急」は「上・中・下かまへ何も一」、「調子三つ」となるが、慶長六年の目録では「急」も「上段三、中段三、下段三」と書かれるようになる。

この書き方の変化の過程を見ても、「切合二十七ヶ条」が宗敵の工夫になることは明らかであり、最初は具体的な勢法名が掲げられ、砕きであることが明示されていたのが、「上段三、中段三、下段三」となって、内容が窺えないものになっており、「序・破・急」の段階性を付けて、より深いものを暗示しようとしたものと言える。


③ 伝書の最後の「極意奥儀大事」は、以下のものである。

- 一 太曲事
- 一 起醒之事
- 一 色に付、色に随ふ事
- 一 敵三寸味方三寸 付 三見之事
- 一 修字手裏剣事 尚、別に大事在之
- 一 目付・二星・開黑白・谷嶺 付 遠山事
- 一 中住・向上・身位・三重事
- 一 調子・大小目付・敵味何事
- 一 太刀先一尺事、兵法相極大事也

流派の独特の用語が並べられているだけで、これだけでは意味が分からないが、実はこれらは以後の目録でも受け継がれる重要な教えで

ある。

十兵衛の『月の抄』によれば、「太曲」は「待曲」で「我方より仕掛け待也」ということ、「起醒」は敵の拳の起りと終りをよく見ることで、「色に付、色に随ふ事」は、敵に仕掛けて、その反応に応じて勝つことを言うものである。「敵三寸味方三寸」は、敵の拳三寸前を我太刀先三寸にて打つこと、「三見」は太刀先、拳、身を見ること、「目付」は目を付ける所で、これ以降は「二星・嶺谷・遠山」と言い慣わすようになるが、「二星」は両拳、「嶺谷」は右と左の肘、「遠山」は「両の肩先」などの意味である。

「修字手裏剣」について、『月の抄』では漢字は異なるが、「種利剣は手の内をみると云心持なり、種字は、敵の太刀打処を十字になるをゆふ也」と注している。さらに「種字と云習之心持、九字の大事とて真言の秘法にあり、此九字にひとつ入れて十字也。横五つ、縦五つ十也。……十字にさえあへば、あたらぬ也。手裏見は手の内也」とも言う。実際、これ以後の目録では「修字」ではなく、「字手裏見」と書くようになる。敵がどこに打つて来ても十字に切り落とす大事を言うものである。

「中住」は、「中墨」で、敵の動きの芯に太刀を打ち込むことを言い、「向上」は上からの打ち下ろし、「身位」に注意して「三重」、すなわち油断なく三度も打つことを言うようである。「調子大小・目付敵味方何事」は、後に言われる「大拍子・小拍子」に通じるとすれば、大きく切る拍子と細かなる拍子を言うので、敵の調子を知り、敵・味方の何れも目を付けよと言うのである。「太刀先一尺事」は「太刀の伸び縮みは一尺より上はないので、「此一尺を打つ時ひかへて打つ心持を専とする也」ということである。「兵法相極大事也」と結ばれている。

以上のように見れば、「極意奥儀大事」七箇条は、相手と打ち合う時の具体的な心得を指し示すものである。これらは、後の目録にもそのまま取り入れられており、新陰流伝書の極意の根幹となるものである。

宗厳発給の伝書の最後は、「右、一円老人外、貴命吏の為と雖も、之を洩らさず。仍て件の如し」と書いている。あくまで流派の秘伝極意だとする姿勢が明瞭である。上泉が高尚な刀法の意義を明らかにしようとしたのとは異なつて、宗厳は流派に極意の秘伝を付け加えることで、奥深さを感じさせようとしたと言えよう。2. の印可状には「極意無刀心持」を言うが、自らの工夫を暗示している。

2. と4. の印可状には、「重々誓詞を以て御指南成らるべく候」、「後学者、誓詞を以て指南有るべく候」と、教える場合には「誓詞」を取るべく強調していることも注目される。後になるが、徳川家康ですら、誓詞を入れて初めて教えられることになるのである。

III. 新陰流の勢法体系―慶長元年の兵法目録

新陰流の勢法全体を示したのが、慶長元年（一五九六）十一月十二日付けの「新陰流兵法目録」である^(註1)。これには、「三学円太刀」五本、「九箇」九本、「天狗抄」八本、極意六本、「二十七箇条截相」が載せられている。この目録に宛名はないが、これが新陰流の勢法の全体を示した最初のものであり、以降も全く同じ構成で受け継がれるものとなる。この時期にこうした目録が作られたのは、二年前に徳川家康から入門誓紙を受けたので、幕下にいる宗矩に新陰流の勢法の体系を明確にしておく必要があったからと思われる。

「三学円太刀

一刀両段

斬釘截鉄

半開半向

右旋左転

長短一味

九箇

必勝 逆風

十太刀 和卜

捷徑 小詰

大詰 八重垣

村雨

天狗抄

太刀数 八ッ

添截乱截

無二剣

活人刀

高上

極意

神妙剣

二十七ヶ条截相

序 上段三 中段三 下段三

破 折甲二 刀捧三 打合四

急 上中下かまへ何も一調子 三ッゝ

上泉の『影目録』には、「燕飛」、「三学」、「七太刀」、「九箇」があった。疋田の目録に「天狗抄」があるが、これと「天狗抄」の関係はよく分からない。また丸目藏人佐宛の上泉の発給目録に「殺人刀、活人刀」を極意として暗示しているが、その内容は不明である。上泉の目録は、授与者によって変わるところがあったようである。

宗庵の目録では、上泉が重視していた「燕飛」と「七太刀」は載せていない。「燕飛」は陰流の太刀で、「七太刀」は新当流の太刀と関係するようであるので、宗庵はそれらを新陰流の目録には載せなかったのである。ただ「燕飛」は、「三学」の基の太刀で重要であるので、新陰流の袋摺ではなく長い木刀によって続け遣いで稽古する形で伝えようで、今日まで伝えられている。「七太刀」は、一切伝えなかつたようで、以後の柳生系統に遣い方を示すものは見られない。

宗庵の目録では、新陰流の「三学」五本から始まり、「九箇」「九本」は各名称を書くが、「天狗抄」は八本として名を書いていない^(注5)。おそらく「天狗抄」は他流の太刀遣いであるので敢えて名を書かなかつたと思われる。

そして「添截乱截」以下、「神妙剣」まで六本が書かれる。まとめた総称はないが、後に「極意六箇条」と言われるものである。この技の内容については、『月の抄』は「添截乱截の構をするものには、無二剣にて勝ち、それを活人剣にて勝ち、向上にて活人剣に勝ち、極意にて向上に勝ち、神妙剣にて極意を勝つ。これに極る也。うへなき事をいはんために、神妙剣と名つくるなり」と解説している。つまり打太刀は、直前に仕太刀が勝った構えを取って攻めてくるのを、仕太刀はより高度な技で勝つように仕組まれ、最後は神妙剣に極るのである。極意六箇条は、勢法をまとめる形としてうまく出来ているが、これは

明らかに宗庵の工夫である。ここまでが「表の勢法」である。

最後の「二十七ヶ条截相」は、天正八年の伝書にあった「切合二十七ヶ条」に基づくもので、「序」は「上段三、中段三、下段三」となって整然として内容が分らないが、元は表の勢法名で書いていたものである。『月の抄』は「上段三つの仕様は、斬釘截鉄、大詰、無二剣これ三つ也。中段三つの仕様は、右旋、左転、臥切これ三つ也。下段三つのつかいやうは、小詰、半開半向、獅子奮迅の心懸これ三つ也」と解説する。天正八年伝書では「右旋、左転、臥切」と中段から始まっていたのを、整理し直し、「すり巻入」などを表の勢法名で表現したのであろう。先に表の勢法を明確にしたので、その中の勢法を實際的に稽古する砕きを設定した形である。宗庵は、表太刀を洗練した形で示したので、それを実戦的に吟味するために、「二十七ヶ条截相」として別に示したのであろう。天正八年の伝書では、「切合二十七ヶ条」だけ出ていたが、表の勢法と合わせると、「砕き」であることが明確に位置づくのである。

宗庵の勢法目録は、これ以後、ごくわずかの変動があるが、基本的にはこれで一貫している。新陰流の勢法は、「三学」から始まり、「九箇」でさまざまな太刀遣い、「天狗抄」で他流の太刀遣いを知った上で、「極意六箇条」で表の勢法をまとめ、さらに実戦的に砕くために「截相二十七ヶ条」を稽古する。新陰流の勢法は、ここに体系立って確立したのである。

IV. 新陰流の確立—慶長六年以後の伝書類

関ヶ原の戦い後、柳生家の旧領が復し、一族の将来の発展が見込ま

れる中で、七十歳を越えた宗厳は、慶長六年（一六〇一）二月から亡くなる同十一年二月まで、最後の力を振り絞って、新陰流の兵法目録や伝書を次々に仕上げていくことになる。『兵法百首』、『新陰流兵法目録事』、『截相口伝書』、『没茲味手段口伝書』などを、竹田七郎や孫の兵庫助（当時、兵介）などに授与している。

（1）『兵法百首』

『兵法百首』は、兵法の心得を百首の和歌にしたものだが、長期間にわたって詠まれ、中には宗厳の感懐も表されている^{（注10）}。

『百首』奥書に、国許の歴々を訪ねても、多くは死去し、乞食などの風情にもなる中、自らも「いくほどなき露命とありながら」、くれぐれも「仕合をし、うたれ、一流の師に科をきず」つけざるようにと注意している。この百首の中には、切り合ひの実際上の心得も、また合戦の時の心得もほとんど詠まれていない。それらを捨てて、兵法鍛錬を心の方面に深めようとする意図が濃厚に出ている。

「二こしをさげたる人の兵法を いらぬといふぞ心もとなき」

「兵法の極意はよろづなにごとも しあん遠慮のよけはづし也」

「兵法は稽古鍛錬つねにして 色にいださでかくしつしめ」

「兵法の極意は五常の義に有と ころろのおくに絶えずたしなめ」

「いのち身をすなをと習兵法は しらはのしあひさたぞことなる」

「世をたもち国のまもりと成る人の ころろに兵法つかはぬはなし」

など、兵法を武士たる者の心得として位置づけようとしているのである。この百首は、「世をわたるわざなきゆへ 兵法をかくれがとのみたのむ身ぞうき」から始まっているが、最後は「うかまざる兵法ゆへに石の舟 くちぬうき名やすえにのこさん」で終わっている。

武将として独立してはおれない世に、この兵法に拠って生きるが、

それは末に朽ちることなき名を残すことにもなる。新陰流の兵法によって、歴史に名を残そうとする宗厳の意図を窺わずも語っているのである。

（2）『新陰流兵法目録事』

慶長六年二月に竹田に授与した『新陰流兵法目録事』には、勢法目録に続けて極意も書いたものと、絵目録のものがある。後者の絵目録は、後に説明書きを書き込まれ、この写真が載せられることが多いので有名である。ただし、説明書きは、宗厳が発給してからはば百年後に、竹田七郎の末裔の要請によって宗矩の弟子であった松平伊勢守信定が書き入れたものであり、元来の目録は勢法名と絵のみである。

この時点で目録は、慶長元年の目録とほぼ同じだが、「極意六箇条」の後に「八箇必勝」が付け加わっている点と、「三学」、「九箇」にも「砕きがあり」との文言が加えられた点、さらに「截相二十七ヶ条」の「急」が「上段三、中段三、下段三」に書き換えられた点が異なる^{（注11）}。

「八箇必勝」は、敵がどのように打ち込んで来ても、真直ぐに上から十文字に打ち落とすこと（十字勝ち）を言うもので、実は「截相二十七ヶ条」の「急」の最後に似たところがある。表の勢法としても、一つに極めることを強調するために加えられたと見られる。「八箇必勝」は印可の太刀と云われているが、それも十字勝ちを言うものである。

また「三学」、「九箇」にも「砕き」があることは、実戦的な稽古としては当然のことであるが、表の勢法とは言っても決して決まった刀法ではないことを注意するために書き加えたと見られる。

そして「二十七ヶ条」の「急」の書き換えは、打太刀がどのように打ってきて「かまへに付而一調子也」を強調するためであろう。内容的には以前と同じであるが、書き方が抽象的になった分、秘伝的な

色を強めたと言つてよいであらう。

『新陰流兵法目録事』の目録には、続けて「身懸五箇之大事」や「目付、二星・嶺谷・遠山事」、「三箇大事」「待曲」「色に付色に随う事」などの心得が箇条書きされている。多くは項目のみの箇条書きであるが、天正八年の伝書の心得がそのまま見られ、これを大幅に補充したものと考えられる。

ただその中でも、「十（十）手裏見」には「心ハ万境ニ随テ轉ズ 轉ズル処実ニ能ク幽ナリ」の偈が書き込まれている。「轉（まろばし）」が新陰流の極意であることを示そうとしたのだと思われる。また「神妙剣」にも「心地諸種ヲ含ム、普ク雨スレバ悉ク皆萌ス、華性ヲ頓悟スレバ、菩提自ラ成ル」の偈が書かれている。これは世阿弥の『風姿花伝』にも載せられた偈である。この伝書を受けていた竹田の影響かは分からないが、これら二つに偈を付随させることで、これらが極意を示す重要なものであることを示そうとしたと考えられる。

また「心下作りの事」「兵法病気を去る事」等、精神的な注意が付け加えられている。そして最後には「勤めて英雄の心を知る、是極一刀習口伝」としている。上泉が「英傑」と言っていた言葉を「英雄」と言い換えて、「是極一刀」に冠して兵法のあるべき心持を強調したと見られる。

(3) 『没滋味手段』伝書

これ以後、竹田には翌七年二月に「没滋味手段」の伝書が授与されている（注1）。

「没滋味手段

第一 目付之事

第二 □□之事

第三 拍子之事

第四 身懸之事

第五 懸左足之事

五観之大事稽古口伝

一 神妙剣

一 十字懸之事

一 太刀相 水月位之事

一 左足積之事

一 太刀相之事

一 一見之事

一 捧心 送目付之事 付空之調子事

一 清江水之事

一 茂拍子極意之事

「没滋味（もつじみ）」とは、『月の抄』によれば「味ノナキ所ニ味ヲ付ル心持ナリ。無味ナル所専也。至極也」との意味であることだが、ここに挙げられた五箇条を見ると、要するに太刀遣いの根本的な心得をまとめたようである。続けて「五観之大事稽古口伝」五箇条は、太刀遣いの時の特

に敵との関係をまとめたようである。そして最後に「一見之事」の「捧心」は『月の抄』を見れば「心ノハツスル所ヲ見ル心ナリ。空ノ内ヨリ是ヲミル事肝要也。見ヘザル先ニ心ヲツクルニヨリ、ミヘルト云ナリ」ということである。「清江水（せいじょうすい）」は「西江水」で、やはり『月の抄』によれば「詞は替れども、心之置き所一つ也。心を定めてしづかなる時は、捧心能ミユルナリ。秘事至極ナリ」と言うことである。「茂拍子」は「無拍子」のことで、これらは要するに「無」を強調しているようである。宗厳は、最後に兵法を総まとめして示そうとしたのである。

(4) 『截相口伝書』と『没滋味手段口伝書』

慶長八年(一六〇三)二月、家康は征夷大将軍の宣旨を受け、江戸幕府を開くことになる。柳生家でも、この年、孫の兵庫助は加藤清正の熊本藩に、その弟・権右衛門は伊達政宗の仙台藩に招かれ、一族発展の兆しが見えた。宗厳は出仕していないが、将軍となった家康の師範であり、息子の宗矩は、二代将軍・秀忠の師範、孫たちは、加藤清正、伊達政宗など有力大名の師範となったから、宗厳の中で君主の剣との意識が強く働いていたであろうことは想像にかたくない。

この後、孫の兵庫助が、加藤清正に仕えに熊本に行く直前の慶長八年三月に『新陰流兵法目録事』と『新陰流截相口伝書事』を与えている。

『截相口伝書事』は、二年前の竹田宛の『新陰流兵法目録事』では勢法目録に続けて書かれていた極意を取り出して特に『截相口伝書事』と名づけたものである^(注12)。内容的に変わった点としては「水月」に「心法無形通貫十方 水中月鏡裏像」とあるのが目立つ位で、基本的には同じ内容である。ただ『截相口伝書事』の最後は「務英雄知心是極一刀」としている。「英傑」の語は上泉の目録にもあったが、新陰流が現実的に将軍や大名も学ぶものとなったことで、宗厳において単なる実戦の剣術ではなく、英雄の心を知るべく務める剣の道だとする意識が強まったと思われる。

兵庫助が加藤家を致仕して帰郷した慶長九年八月には『没滋味手段口伝書』を授けている^(注13)。この『没滋味手段口伝書』も、二年前の竹田宛のものと同く比べると、「没滋味手段」の五箇条は「五合剣」と名づけられ、代わって「没滋味位歡心」には、「付 其色莫拍子 敵心ヲ知事口伝有之」としている。「没滋味」の元来の意味の「無味」の位を強調したようである。また「真之捧心」として「中々になを里

ちかくなりにけり あまりに山のおくをたづねて」を書き加えている。この伝書は、さらに奥書を付け加えて、慶長十年「生年七十七」と年齢を書き込み「一ノ目付」「二円」「一 真実無刀極意」と書き足されている。亡くなる前年になるが、宗厳は最後に自らの工夫の「無刀極意」を加えたのである。

『截相口伝書』と『没滋味手段口伝書』の二巻は、宗厳の長年の工夫が集約されて記されており、以後、柳生一統の新陰流の根本の心得となることになる。

V. 新陰流の伝承—江戸柳生家と尾張柳生家

宗厳は慶長十一年四月に没したが、その伝書類は江戸と尾張の両柳生家で伝承されている。

(1) 江戸柳生家系統

宗厳の伝書を直接に受け継いだのは、宗矩である。宗矩の系統は江戸柳生家と呼ばれているが、柳生の地を領した後には大名家となる柳生本家である。宗厳自筆の伝書は江戸柳生家に残っていないが、それが伝えられていたことは確かである。宗矩が元和四年(一六一八)に鍋島三平に与えた「見の巻」「観の巻」「切合極意之巻」は、宗厳発給の『新陰流兵法目録』と『截相口伝書』、『没滋味手段口伝書』とほぼそのままの内容である。宗矩は元和七年に將軍世子・家光の師範となるが、若き家光の要請を請けて何度か口伝書を出す内に次第に自らの自得のものを加え、寛永九年(一六三二)の『兵法家伝書』に至って、宗矩は自らの伝書を確立するのである^(注14)。

しかし『兵法家伝書』の第一巻「進履橋」の太刀目録は、修飾の字句を除けば、宗厳の目録と全く同じである。第二巻「殺人刀」、第三巻

「活人剣」は、宗矩が「漸く知命之年（五十歳）を過ぎて、此道之滋味を得たり」として書いた「習之外の別伝」（奥書）であり、宗矩の独自の思想を表わしたものである。宗矩は、「乱世」の「殺人刀」は「治世」では「活人剣」にならなければならない^{（注17）}として、六年前の「外の物の事」で説いていた合戦での実戦的な心得は一切省略し、治世にあっても乱に備えるとして大名の配置も考えることも兵法だと言い、日常生活で機を見ることも兵法だとする。兵法の習いを尽せば無心となると沢庵の教えを入れて、心法を強調するので、宗敵とは大きな違つたように見られる。けれども『兵法家伝書』に「○」で記載された項目を除けば、第二巻と第三巻が挙げる項目自体は、ほぼ『截相口伝書』と『没茲味手段口伝書』の項目であり、その宗矩流の解説となつている。そして第三巻最後には「無刀之巻」として、無刀の心得を宗敵の工夫したものを詳しく書いている。宗矩としても宗敵が最後に付け加えた「無刀極意」を宗矩流に強調したのだと思われる。

宗矩の息子の十兵衛三敵が寛永十九年に著した『月の抄』は、宗敵の伝書と宗矩の口伝の相違を伝えている^{（注18）}。十兵衛は自らの工夫を加えることなく、そのまま傳承することが大事なこととしていたのである。以後、時代が下がつて、江戸柳生家四代の弟子佐野嘉内著『柳生新秘抄』、第九代柳生俊豊の奥書がある『聞書』も、勢法のやり方に限つていえば、江戸柳生家系統では宗敵のままのものが見られる。

（2）尾張柳生家系統

他方、孫の兵庫助は、大坂の陣後に尾張徳川家の兵法師範に迎えられた。兵庫助は宗敵から秘伝の伝書を受けていたが、かなり違った形で『始終不捨書』として展開している^{（注19）}。江戸の宗矩が將軍家に伝えるのと同じものを伝えるのを憚つたためかと思われる。

けれども兵庫助は、寛永十四年（一六三七）の『新陰流兵法目録口伝書』では、「三学」から「八箇必勝」までの勢法全てについて、宗敵から相伝した心得（「本日」）と自らの見解（「敵云」）を併載している^{（注20）}。宗敵の教えが根本なのである。

兵庫助に始まる尾張柳生系でも、新陰流の勢法自体は、宗敵伝来のものを正確に伝えていたことが、息子・利方の『討太刀目録』が伝えている。ただ勢法のやり方は江戸の柳生家と同じものをそのまま伝えることを憚つてか、「三学」と「九箇」の勢法には、上段から打込む形の「取り上げ遣い」を加え、伝来の「下から遣い」と二つを伝えるようになる。「取り上げ遣い」は連世の工夫と伝えるが、おそらく兵庫助からすでに始まっていたと考えられる。尾張柳生の勢法は、江戸後期に長岡房成が古伝書を解釈に基づいた「古伝」と別に「外伝」として「試合勢法」を工夫して中興したと言われ、今日にまでその技がそのまま傳承されていると言われている。実質的には代々で太刀の遣い方には多少の違いが見られるが、戦後は宗敵の伝書類も公開して、その傳承に忠実であることを示そうとしているのである。

おわりに

柳生宗敵こそ、上泉伊勢守に始まつた新陰流を整備して確立し、近世社会に定着させるのに決定的な役割を果たしたと言える。宗敵が整えた新陰流の勢法体系は、そのまま江戸と尾張の両柳生家系統で、江戸時代を通じて変わることなく稽古され、尾張系統では今日まで傳承されている。宗敵の伝書類は、宗矩と兵庫助により多少変容されたが、根本の思想は確かに受け継がれているのである。

注

- (注1) 尾張柳生二代・柳生利方が奥書に書いている伝承による。これは柳生家の最古の伝承である。本年報第9号『新陰流表討太刀目録』奥書 解題・翻刻・注解 三七七～三七七頁参照。
- (注2) 慶長六年(一六〇二)竹田七郎に伝授。今村嘉雄編『史料柳生新陰流』(新人物往来社・一九九五)下巻 二四五～二五七頁。
- (注3) 前掲『史料柳生新陰流』上巻 五九頁。
- (注4) 『月の抄』所載。前掲『史料柳生新陰流』下巻十四～十五頁。
- (注5) 『影目録』の写真と翻刻は、柳生厳長著『正伝新陰流』二四八～二七八頁に掲載。原文は漢文だが、書き下し文で引用する。
- (注6) 前掲『史料柳生新陰流』上巻二七九～二八一頁掲載。
- (注7) 「石舟斎自筆の書 房成注」。吉田鞆男「長岡房成手記による新陰流」二十七箇条截合一に関する考察』本年報第十五号一三〇～一三一頁に翻刻。
- (注8) 前掲『史料柳生新陰流』上巻一八二頁。授与者は不明。
- (注9) 「天狗抄」の勢法の名称は、慶長六年二月の『新陰流兵法目録事』の絵目録は「高林房」「風眼房」「太郎房」などだが、松平信定の説明書き入れでは「乱甲」「乗太刀」「小村雲」などと書く。他方、宗矩は「花車」「明身」「善待」などと記載(『兵法家伝書』)しており、名称は一定しない。
- (注10) 前掲『史料柳生新陰流』上巻 一八三～一八六頁掲載。
- (注11) 前掲『史料柳生新陰流』上巻 二一九頁掲載。
- (注12) 前掲『正伝新陰流』二八六～二八八頁掲載。
- (注13) 柳生延春『柳生新陰流道眼』(島津書房・一九九六)口絵に写真と翻刻掲載。

- (注14) 宗矩は、元和八年『玉成集』、「新陰流兵法円太刀目録外物」、同九年「兵法截相心持の事」、寛永三年(一六二六)「新陰流兵法心持」[外の物の事]を経て、寛永九年九月「兵法家伝書」三巻を呈上した。寛永三年段階では、合戦で具体的な心得も書いていたが、『兵法家伝書』には一切載せず、代りに心法論を大きく展開する。
- (注15) 宗矩は、上泉が極意の勢法に付けた「殺人刀」「活人剣」の語を使って、「人をころす刀、却而人をいかす剣也」、「乱れたる世を治める為に、殺人刀を用ゐて、已に治まる時は、殺人刀即ち活人剣ならずや」と説く。治まりたる世には、実戦的な術ではなく、武士の人格形成に資するものであらねばならぬとする考えが強かったのである。
- (注16) 『月の抄』は、「老父云」「父云」として宗矩の教えを書き、また「亡父ノ目録ニハ」「亡父ノ録ニ」として宗厳の記述を引用している。「私云」として示す自身の見解はわずかに一箇所しかなく、ほぼ祖述に終始している。
- (注17) 「始終不捨書」は、序で「治国平天下」の剣たることを宣言した後、「十禁習の事」「十好習の事」「十問十答」「八箇之位独稽古之次第」を書き、心得を目録形式に並べ、「風・水・心・意・空」として最後を締め付けている。「昔の教ノ如ク：悪シ」と相伝の教えを批判し、「今ハ」と少し変えた教えを説いているが、それは「堅マリツマル」「堅ル」「狭キ」ことを嫌った故であり、「放レテ開ク心持」や他の場合を考へてのことで、極意「轉」が相手に対して自在に転じることだとすると、実質上「轉」を展開した教えであり、その点では、宗厳の教えを正確に伝えんとしていたと言える。
- (注18) 前掲『正伝新陰流』三〇〇～三一二頁に翻刻。

新陰流の体系の根幹 “転” (マロバシ) について

吉田 頼男

“^{マロバシ}転” という文言は、流祖・上泉伊勢守の伝書にはない。しかし“^{マロバシ}転” の理念とその意を表現する勢法は、新陰流の体系の根幹と成っている。このことは現在まで伝承されている柳生新陰流（尾張柳生家の仕様による新陰流）に於いても同様である。現行の柳生新陰流の勢法の全てが“^{マロバシ}転” ならざるはなしと云つても過言ではなからう。その中から二、三の例を挙げて、その仕様を簡述しておく。

1. 小転 (コマロバシ) 上・中・下都合三本

仕太刀は全長二尺、打太刀は定寸（三尺三寸）の袋シナイを用いる。

打太刀、仕太刀共に歩み寄り、間に至って打太刀は雷刀（上段）から右片手にて、袈裟に打ち懸るを、仕太刀は上・中・下いずれの構えからも、片手打ちに真直ぐ一拍子に打太刀の右拳を打つ（十字勝ちに勝つ）。

2. 大転 (オオマロバシ) 上・中・下都合三本

仕太刀は全長二尺五寸、打太刀は定寸（三尺三寸）の袋シナイを用いる。

共に相懸りは小転と同じ。間に至って打太刀は雷刀から、小転と同様に右片手にて袈裟に打つ。仕太刀は上・中・下のいずれの位からも、真直ぐ一拍子に打太刀の右拳を十字に勝つ。

右の二つの勢法は、太刀の長さが違う為、間積りが多少異なる以外

は全く同然の勢法である（但し、大転の場合、仕太刀は片手で持って進むが、打ち込む瞬間には左手で柄頭を握って、両手で打つ）。

3. 是極 (ゼゴク)

柳生石舟斎発給『新陰流截相口伝書』（慶長八年（一六〇三））にある「務めて英雄の心を知る是極一刀」の意を表す勢法である。「試合勢法」（第二勢法 “一刀変”）にある勢法。「拙稿」二七箇条截合」と「試合勢法」について「『武道・スポーツ科学研究所年報』第十七号参照」

仕太刀は車（脇構え）にて待つ。打太刀は雷刀。間に至って右片手打ちに仕太刀の肋（^{アハラ}）にかけて切り込む。仕太刀は「三学」の一本目 “一刀两段” と同じ太刀筋にて、仔細かまわず、強く踏み込んで打太刀の真向を打つ。

右に例として引用した勢法は、究極の意を表現した勢法である。今日の新陰流（尾張柳生）で初めて学ぶ “合ッ（^{ガッ}）打ち” の延長上に在る勢法である。初めて習う太刀が実は “極意の太刀” そのものであるという点は、さすがに体系がしっかりした流儀の仕儀である。

右の勢法は、いずれも意のあるところを表現したもので、切合利益（切合での有利さ）は全く無視したものである。“是極”などは、打太刀の振込む太刀の角度が少しでも高くなれば、ほぼ仕太刀の方が負けになる。いわば “百戦必敗” の刀法になりかねない。従って、打太刀には打ち込む太刀筋の角度を少し甘くして（下げて）もらうことになる。小転・大転も、打太刀が本気になれば、手筈通りに勝ち口を取るの容易ではない。

“^{マロバシ}転” の例として右に引用した勢法は、いかにも英傑大丈夫の太刀のようであり、見方によれば帝王学を刀法で表現しているかのよう

あるが、剛直さが強く感じられ、いささか無理・強引な雰囲気を感じられはしないであろうか。

十字勝ちの大事については、印可状の末尾に「十^{■■■■}手裏見」と記されていることが多い(例、柳生石舟斎発給、天正七年(一五七九)丹下総七郎宛印可状)。

「十は、十字勝ちのこと、^{■■■■}はいずれの場に推移しても、勝ち口は常に十字であること」を意味するものと、聞き習ってきている。十字を表すために、陰陽道や密教呪法の九字ではなく、横五本、縦五本の十字となっている。尚、「手裏見」は「手字手利剣」(柳生宗矩発給、元和四年(一六一八)鍋島三平宛印可状)など異なる表記がある。所作の意味で云う時には「一拍子(一ひと打ち)の勝ち」を意味する。本来は密教で謂う「種子」に由来する語であろう。

また石舟斎は、右の印の下に、摩拏羅尊者の偈として「心随万境転々処実能幽 随流認得性 無善亦無憂」の語を附記している。この偈の「転」の字は、文字通り転変することを意味する。この偈の意味を刀法の所作に移し変えて、流祖の上泉は「懸待表裡は一隅を守らず、敵に随って転変し、一重に手段を施す……」(上泉発給『影目録』「燕飛」永禄九年(一五六六)と語っている)。

前述した「転」の代表例である小転、大転、是極、あるいは合ッシ打ちなどの勢法から受ける「転」の様子と、「転変」との間には違和感のようなものを感じるの、我々だけではないであろう。しかし、我々は『影目録』に云う「転変」の意味と「^{マロバシ}転」の意味がひとつ事である筈と考えている。

上泉の思想における「転」

上泉の『影目録』四巻のうち、序文が記されているのは、「燕飛」の巻と「九箇」の巻である。

前者にあつては、陰流から「奇妙」を抽出して新陰流を創出した旨を述べた一文が最も興味深い。また、後者においては、新陰流の真意は「英傑の剣を以つてすれば」世の中の乱は治まる。(私が工夫した新陰流の理念は)世に出て虚しく終るものではなく、必ず治国平天下に繋がるものである(以三尺劍撥(オサム)乱 扶桑六十州豈虚発(オコル)乎)とする自負と流儀の姿勢を説くものである。

我々は現行の「燕飛」の伝承を踏まえながら、『新陰流討太刀目録』(貞享二年(一六八五))、『新陰流兵法目録事』(慶長六年(一六〇二))絵、勢法の仕様の説明;宝永四年(一七〇七))、『見観註解』(元禄八年(一六九五))、『柳生流新秘抄』(正徳六年(一七一六))、『新陰流中伝燕飛聞書』・『新陰流円太刀』(文化十一年(一八一四))などの文献の叙述を一言一句に分節して比較・対照しながら、元来の勢法の仕様を推定・復元を試みた(「燕飛の研究」本年報第十八号所収)。

(少し余談になるが、右の伝書の中で『燕飛聞書』は最も代下がり(江戸柳生九代俊豊)ではあるが、その記事の内容の正確さ、厳密さには驚かされる。各文献ごとにくつかの部分で所作に差異はあるが、この文献の叙述により、『討太刀目録』や『新秘抄』では解りにくい部分を解説してくれているかのようである。この文献については稿を改めて考察するつもりである。また、宗矩の弟子であった鍋島家の『見観註解』の内容は、他の仕様では異なる内容を多く含むが、いくつかの点では現行の柳生新陰流の勢法によく類似していることは興味深い。)

さて、右の文献を基に復元したいくつかの「燕飛」の勢法を総合し

て見えてきた特徴は、打太刀の太刀筋に対して、あるいは強く打ち碎き、あるいは（隅に引いて）相手の太刀をはづし、あるいは相手の太刀筋を越すなどして、相手の太刀筋を軸にするように転変する中から、相手の動きの芯に中墨をはづさず打ち込むことである。この意味では、まさに『影目録』に謂うところの「懸待表裡は一隅を守らず」、「懸は意、待に在り。待は意、懸に在り」、「柔を以って剛を制す」を如実に示す勢法である。しかし、身を翻しながら相手の表太刀を外し、中墨を通して目付（相手の両拳）に打ち込むだけならば、多少の差はあってもいずれの流儀にも見受けられるものである。上泉は「予は諸流の奥源を究め、陰流に於いて別に奇妙を抽出して、新陰流を号す」と云ったが、これだけでは未だ「奇妙」とは云えないようだ。

しかし、^{マロバシ}「転」が、身を転変させ、懸待表裡の中に勝ちを得る刀法であるらしい事は理解できる。転変する中に「目付」を切り止めることとの大事は、「三学」の中に見ることができると。

『新陰流兵法目録事』の勢法の説明の中から、一本目の「一刀兩段」の叙述を見ると、

「打太刀、中の晴眼に構かかり候時、太刀を右の車（脇構えのこと）のやうにさげ、左の足を出し、左の膝に少しかかり、身をひとえになし、太刀をばいかにもゆるくと前の方へよせ、目付（相手の両拳のこと）を見て、腰をすゆるやうにかかると、打太刀より左の肩先を切る時、目付を切留、我がこぶしを膝口へさげ、いかにも左のひぢをのばして切つむる……」云々。

右の如く、打太刀から左肩先に切りかける時、仕太刀は前足（左足）を強く踏み込みながら、脇構えの太刀を右の肩越しに振上げ、そのまま左膝口の位まで切り下げる。右肩に振り上げる時に、左肩が身の振

りにつれて打太刀の太刀先を自然と避けることになる。また、左足を踏み込む時に、後の右足は前に連れ、上半身の振りに従って少し相手の左にづれる。これより、敵の太刀を見越し、敵の太刀に随って身を少しであるが転変することになる。

『三学』二本目「斬釘截鉄」では、双方上段にてかかり、仕太刀が右足前にして懸り押し込むようにする時、「打太刀うら（右利きの場合、太刀の右側をうらと云う）より、右の肩を切り候を」、左の足を踏み込み、左肩前の一重身になって、目付（両拳）を打つ……云々。

この「斬釘截鉄」の遣い方は、打太刀が本気で打ち込んでくると、仕太刀の太刀を目付（打太刀の拳）へ割り込むように打つのはなかなか厳しい。しかし、この勢法に於いても、左の足を踏み込む時、その時の体の振りにより、仕太刀の右肩は打太刀の太刀筋から外れる。

詳しくは、「三学」の考察（本報第十号所収）に示したように、三本目（半開半向）、四本目（右旋左転）、五本目（長短一味）も全て、打太刀の太刀筋を軸にして、身を転変しながら、目付を確実に打ち止めている。

『三学』の所作の復元を試行錯誤しながら考えを廻らせる中で、気がかされたことがある。それは、確かに右のように転変しながら相手の芯に自分の太刀筋を通す仕儀は、体術あるいは剣技としては絶妙なものがあると思われるが、それだけでは単に切合上手に過ぎないのではないか、ということである。

まさに『影目録』で云う「千人に英なり、万人に傑たるに非ざれば、いかでか予が家法を伝えんや」、「古人豈道はずや、龍を誅する劍、蛇に揮はずと」、「三尺の劍を以って、扶桑六十州の乱を撥む。豈虚しく発らむや」などの言から窺える上泉の姿勢は、切合上手を眼目とした

仕儀とはかなりの乖離が認められる。これらの言には、切合利益などは低く見て、自らの流儀を精神性の高い人間学的思想であるとする強い自負が窺えるからである。

敵の太刀筋に踏み込んで信念の一刀を切り出す刹那の人間の姿に、人間の尊厳を上泉は見ているのではないかと我々は考えている。「向上人」にこそ、上泉は自分の思想としての新陰流を伝えようとしていたのではないだろうか。

新陰流の母胎である陰流の目録を見ると、かなり世俗的、俗信的な要素が多いと見受けられる（『東京国立博物館蔵「愛洲陰之流目録」調査報告』『国際武道大学研究紀要』第二十八号所収）。しかし、彼らの遣う刀法の中に、上泉は自身が抱いていた思想と共鳴する部分を見出したと思われる。それは転変しながらも確実に中墨を打つ刀法であったと云って過言ではないであろう。陰流の太刀に上泉は自らの思想を加味して、精神性の高い思想としての剣術（剣道）へと昇華したものと我々は考えている。「燕飛」の特徴である転変のありようも、陰流の模倣ではなく、上泉独自の考えによる転変の仕方に改めている筈である。

上泉の掲げる高い精神性を有する思想としての剣術の底辺には、人間の尊厳を尊重する考え方が大きな要素となっていると云える。

補遺 『転（マロバシ）』雑感

「転」の字を「マロバシ」と訓むことは、かなり無理である。『柳生流新秘抄』には「丸橋」の記載がある。これは小太刀における身の懸りを説く方便としている。その謂う所は、丸木橋の上では、単身にし、打ち込み時には習い覚えた全てを「丸橋一つに束ねて」、中墨へ直に

打ち込むことという意味である。

この丸橋と同意のことは、『月の抄』や『玉成集』その他に「小太刀一尺五寸外しの事」、あるいは「小太刀二寸五分はつしの事」として、既に記載されている。

ここで謂う『丸橋』の教えは、小太刀のことばかりでなく、流儀の全ての勢法にあてはまることである。丸木橋の譬えを引いて、中墨を直に打つことの大事が、転変しながらも中墨に打ち込むことの大事と軌を一にしていることから、「転」の字を「マロバシ」と訓み慣わしてきたのであろうか。

転変することと、中墨を打つことは、「燕飛」でも「三学」でも不可分なことであるが、中墨を打つことの究極性を強調するため、敢えて所作をいささか誇張拡大した形での勢法として、現行の柳生新陰流は伝えている。

『月の抄』には「神妙剣」についての記事がある。十兵衛三蔵が「亡父」（石舟斎）の言として記したものである。簡述すると、中墨の大事を説くものであるが、全ての所作・太刀筋は意識以外の心の深層から生じるものであると説いている。「極意六箇条」の『高上』、『極意』、『神妙剣』も、心の深層にある「神妙剣」が表面に発露したものと説いている。

『月の抄』には、沢庵の語る唯識論の「八識」の話にかなり興味を覚えたことが記されている。「神妙剣」のことと「八識」のことから、我々としては、小野派一刀流に於ける『妙剣』のことが思い浮かぶ（『小野派一刀流について』『武道・スポーツ科学研究所年報』第十三号所収）。新陰流にせよ、一刀流にせよ、その流儀の思想面での体系づけが、偶然かもしれないが、軌を一にしているところが興味深い。

先程、『転』と丸橋とについて、共にその大事とする内容が同質のものであるので、いつの間にか「転」の字を「マロバシ」と訓むようになったと記したが、『疋田流目録』（疋田豊五郎発給、慶長十年〔一六〇五〕；赤羽根龍夫著『新陰流（疋田伝）の研究』に影印所載）の末尾に、二人の侍がまさに橋をはさんで切り合いをせんとする絵が掲載されている。全く『新秘抄』の云う「丸橋」を彷彿させるものである。本稿の冒頭で触れたように、上泉の自筆の記述には、「転」や「丸橋」という文言はないが、上泉時代から究極の意を表現する方便として、丸橋の教えというものが存在していた可能性が高い。

ごく最近に再発見された『愛洲陰之流目録』と『疋田流目録』の二つの資料を並べて読んでみると、「面白いことに気付いた。

「第一 猿飛

此手ハ、敵ヨケレバ切太刀也。……中略……太刀ツカイテ懸ル心、少モ動顛スベカラズ。以伝大事可切納ム（伝えるところの大事を以って、切り納むべし）。イカニモツヨク切り懸テ、後ヘサルベシ。

第二 猿廻

此ノ手モ、敵切出ス時、我太刀ヲ敵ノ太刀ニ切結ビテ、太刀ヲハツス時、切也。初ノ如ク心得ベシ。

我々が興味を覚えるのは、「第一 猿飛」の段に、「少しも動顛することなく、伝えるところの大事（の所作・太刀筋）を以って、強く切り懸ること」と解釈できる一文があること、また「第二 猿廻」の段が「此ノ手モ」と始まっている点である。以上の極めて簡単な文章から、片言隻句を抜き、拡大解釈するつもりはないが、これら二段の記

述から、一種の根本原理的な刀法及び所作が存在していたらしいことが窺える。その根本原理的な刀法を、ここでは「伝えるところの大事」と表現されているようだ。さらにその刀法を以って、敵に切り懸る際に、「少しも動顛することなく」という一文があるのも興味深い。

この「動顛することなく」は「敵の構えや動きに惑わされず」という程度の意味合いであろうが、当時かなりよく使われていた表現だったのかも知れない。同様の表現は『疋田流目録』にも見られる。

「たとえ将にいかにか構え来ると雖も、動轉すべからず。彼の一剑を以て勝負を決す……」（紅葉観念の巻。但し、これは慶長十年発給の文書を、二百年近く後の寛政十年に「写し添え置」いたものなので、「動轉」は元は「動顛」であった可能性がある）。

ここで云う「彼の一劍」は、ある具体的な太刀筋を指すのではなく、流儀の全編を貫く根幹の太刀を表現しているようである。『愛洲陰之流目録』で云う「伝えるところの大事」に相当すると思われる。

そうすれば、この二つの目録は、いずれも敵がどうであっても動顛することなく、各々の流儀の体系を成す根幹の太刀で、切納め、勝負を決することを云っているようである。

以上のことも含めて、『疋田流目録』の丸橋の絵は、「転」のこと、中墨のことなど、多くの大事が詰まった内容であることを示唆するものである。当然、口伝は多々あることであろう。

（「転」について文章を以って説明することは極めて困難ではあるが、新陰流の核心部分でもあり、新陰流を総括する上でも、改めて「転」に焦点を絞った形の論文にまとめるべく、目下腐心を重ねている最中である。）

II. 国際武道大学研究倫理規程

III. 研究所を活用した活動

II. 国際武道大学研究倫理規程

(目的)

第1条 国際武道大学（以下「本学」という。）で行われる学術研究活動において、研究対象に対する倫理的配慮、及び研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度における倫理基準をここに定める。

(委員会)

第2条 本学に研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(研究に対する基本姿勢)

第3条 研究者は、良心と信念に従い、自らの責任をもって研究成果の客観性を厳守しなければならない。

2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を遵守しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規定を遵守しなければならない。

(定義)

第4条 本規程が定める「研究者」とは、本学に所属する教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究に関わる場合は「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価にいたる全ての過程における行為、決定及びそれに付随する事項を含むものとする。

3 「発表」とは、学内外を問わず、自己の研究に関わる成果を公表する全ての行為を含むものとする。

(研究者の態度)

第5条 研究者は、自己の専門的研究がおよぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者に対し、お互いの学問的立場を尊重しなければならないが、研究協力者、研究支援者に対しては誠意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生を含む全ての者が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

(研究のための資料、情報及びデータ等の収集)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームドコンセント)

第7条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確かつ自

発的な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、個人情報保護法、及びプライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した試料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報及びデータ等の利用及び管理)

第9条 研究者は、研究のために収集、又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集、又は生成した資料、情報及びデータ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令・規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品及び材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究実験において研究装置・機器及び薬品・材料等を用いるときは、関係取り扱い規程・要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料の処理については、関係取り扱い規程・要領等を遵守しなければならない。

(研究成果発表の基準)

第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表に努めなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究成果発表における不正な行為は社会的信頼を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造（存在しないデータの作成）

(2) 改ざん（データの変造、偽造）

(3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）

5 研究成果における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップの基準)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取り扱い基準)

第13条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国及び地方公共団体等からの補助金、財団等からの補助金、寄付金、本学から支給される研究費及び研究助成金によって賄われることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関連する法令、通知、通達、本学の諸規定、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第14条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、研究支援センター事務室が行う。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年5月23日)

この規程は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年5月21日)

この規程は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

国際武道大学「ヒトを対象とする研究」倫理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国際武道大学研究倫理規程に定めるもののほか、ヒトを直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報・データ等を収集、及び採取して行われる研究（以下「ヒトを対象とする研究」という。）を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項を定めるものである。

(研究の基本)

第2条 ヒトを対象とする研究を行う者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法で、当該研究を遂行しなければならない。

- 2 ヒト並びにヒト由来の試料・データを対象とする薬学的、医学的及び食物栄養学的研究においては、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って行うものとする。
- 3 研究者が、個人の情報・データ等の収集及び採取を行う場合、安心かつ安全な方法で行い、提供者の心身的、精神的負担、及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(適用範囲)

第3条 この指針は、本学の研究者、又は指導下にある学生等あるいは本学の研究者と共同する外部機関の研究者等が行う人間を対象としたすべての研究に適用される。

(定義)

第4条 この規則において、個人から収集及び採取するヒトの行動、おかれている環境、心身等に関する情報及びデータ（以下「個人の情報及びデータ等」という。）とは、個人の思想、行動、おかれている環境、身体等に係る情報・データ及びヒト由来の試料（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- 2 「被験対象者」とは、研究のため個人の情報・データ等を提供する者をいう。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報・データ等を収集及び採取するときは、予め被験対象者の同意を得ることを原則とする。

- 2 被験対象者の同意には、個人の情報・データ等の取り扱い、及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- 3 研究者は、提供者から当該個人の情報・データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 4 被験対象者から侵襲的に資料を採取する場合や不特定多数が容易に個人を特定できる形式で研究成果を公表する場合は、被験対象者への説明及び同意は文書で行うものとし、研究者は、それを適切な期間保管しなければならない。また、それに該当しない場合においても、研究者は説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成し、適切な期間保管しなければならない。
- 5 被験対象者が16歳未満、又は身体的あるいは精神的に同意を得られない場合には保護者若しくは

それに準ずる者の同意を得るものとする。

(侵襲を与える研究)

第6条 研究者は、被験対象者に侵襲を与える研究においては、関係法規を遵守し、医師の協力を必要とするものについては、医師の指導・協力の下に行わなければならない。

(アンケート調査研究)

第7条 研究者は、アンケート調査研究を行うに際しては、指導下にある学生等が行う場合を含め、研究目的、研究者名を明記するものとする。

(授業等における収集・採取)

第8条 教員を含む研究者が、授業、演習、実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報・データ等の提供を求めるときは、第5条に従い、事前に受講生の同意を得ることを原則とする。

2 教員を含む研究者が、個人の情報・データ等の提供の有無、及びその内容により、受講生の成績評価において影響を与えてはならない。

(謝礼の提供)

第9条 研究者が被験対象者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(研究計画等の審査)

第10条 本学において、ヒトを対象とする研究を行う研究者が、研究の倫理性に関する審査を希望する場合、当該研究者責任者(若しくはその代理者)からの事前の申請に基づき、研究計画等の審査を行うものとする。

2 審査の手続等に関する事項は、別に定める。

(事務)

第11条 この規則に関する事務は、研究支援センター事務室が行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月23日)

この規則は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年5月21日)

この規則は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

国際武道大学「動物を対象とする研究」倫理規則

(趣旨)

第1条 生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題にとって極めて重要であり、動物実験は、その目的を遂行するために必要な、やむを得ない手段である。健康的な心身機能の維持・増進のための手段を科学的に探求することを研究目的の一つとする国際武道大学（以下、「本学」という。）においても、動物実験を遂行する必要性がある。だが、本学において動物実験を遂行する者は、動物愛護の観点に基づいて実験計画の立案し、それに沿って研究を実行しなければならない。そこで、本規則では、法、規準、基本方針その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。）の規定を踏まえ、本学における動物実験を適正に行うために必要な倫理規則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 「実験動物」とは、本学において実施される教育・研究活動で用いられるほ乳類、鳥類、は虫類のことをいう。
- (2) 「動物実験等」とは、本学において実施される教育・研究活動の内、実験動物（生体）を用いて行う全ての教育・研究活動のことをいう。
- (3) 「飼養保管施設」とは、本学で実施される動物実験等に用いる動物を飼養保管するために利用される全ての本学施設のことをいう。
- (4) 「実験室」とは、動物実験等で用いた実験動物の屠殺、試料の摘出、分析等を行うために利用される全ての本学施設のことをいう。
- (5) 「施設等」とは、本学に設置されている全ての飼養保管施設及び実験室のことをいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、本学に所属し、個別の動物実験に携わる者のことをいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、本学において教育・研究活動を職務とし個別の動物実験等の立案、実施を統括する者のことをいう。
- (8) 「動物実験計画」とは、本学において動物実験を実施する前に、動物実験責任者が動物愛護の観点に基づき立案する計画のことをいう。
- (9) 「管理者」とは、学長の下で、本学に設置された施設等及び本学で実施される動物実験等に用いられる実験動物を管理する者のことをいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者のことをいう。
- (11) 「飼養者」とは、管理者若しくは実験動物管理者の下で、本学で実施される個々の動物実験等に用いる実験動物の飼養に携わる者のことをいう。
- (12) 「管理者等」とは、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者のことをいう。
- (13) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が策定する「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学で実施される全ての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負う。

- 2 学長は、施設等の適切な整備、保全を行い、管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるよう努めなければならない。
- 3 学長は、管理者及び実験動物管理者の協力を得て、動物実験実施者、飼養者等の関係者を教育するとともに、関連法令並びに指針等の周知を図らなければならない。
- 4 学長は、動物実験責任者から提出される動物実験計画を科学的合理性かつ動物愛護に配慮した審査を行う委員会若しくは部門を本学に設置しなければならない。
- 5 学長は、前項に定める委員会若しくは部門（以下、関連委員会若しくは部門）の答申に基づいて動物実験等の実施に承認を与える、又は与えないことを行わなければならない。
- 6 学長は、動物実験等の終了後、履行結果を把握するとともに、関連委員会若しくは部門の助言を尊重し、必要があれば動物実験責任者及び責任者に改善を指示しなければならない。
- 7 学長は、動物実験計画書、動物実験の履行結果及び関連委員会若しくは部門の議事録等を保存するとともに、教育・研究活動の支障のない範囲内で、個人情報や研究情報の保護を図りつつ、動物実験等の透明性の確保並びに成果の公表を図らなければならない。

(動物実験計画の立案)

第4条 動物実験責任者は、動物実験等の目的達成のために必要な限度において「動物の愛護及び管理に関する法律」第41条に配慮し、動物実験計画を立案しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、別に定める審査の手続きに則り実験計画の審査を受け、学長の承認を得た後に動物実験等を実施しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、承認された範囲を超える実験計画の変更が必要な場合、再度学長の承認を得なければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験終了後、動物実験等の履行結果を別に定める手続きに則り学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第5条 動物実験管理者は、動物実験等に用いる試薬、薬剤、実験機材の保管を適切に行うとともに、規制対象となる劇物等の保管については、当該法令や規準を遵守しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、施設等を常に清潔な衛生状態に保ち、万一、実験動物が室内逸走しても捕獲しやすいように、整理整頓に心掛けなければならない。
- 3 動物実験責任者は、実験操作に当たって、必要に応じて実験動物の長時間にわたる身体の固定、給餌及び給水の制限、外科的処置、鎮痛処置、麻酔及び術後管理、人道的エンドポイント、安楽死処置を実施、設定する際には指針等の関連事項を留意して行わなければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験操作に当たって生じた実験動物の死体及び廃棄物の処理を適切に行うとともに、法令により規制対象となる廃棄物については関係法令等を遵守して廃棄するよう努めなければならない。

(実験動物の選択並びに授受)

第6条 動物実験責任者は、実験動物の導入、検疫及び順化、輸送を実施する際には、指針等の関連事項を留意して行わなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

第7条 動物実験実施者及び飼養者は、施設等において、動物愛護に配慮しながら動物実験等のデータの科学的信頼性を高め、かつ自己の安全を確保するために、指針等の関連事項を留意して、実験動物を適切に飼養・保管しなければならない。

(実験動物の健康管理)

第8条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物は動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、又は疾病にかかることを予防するため、指針等の関連事項を留意して、必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者及び動物実験実施者は、動物実験等の目的とは無関係に傷害を負い、又は疾病にかかった場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行わなければならない。

(施設等)

第9条 管理者は、実験動物管理者の意見を尊重して、研究遂行上の要件、動物の生理、生態、習慣及び衛生管理のための必要条件を調和させながら、指針等の関連事項を留意して、施設等を構築・運営して行かななければならない。

(安全管理)

第10条 学長は、施設等における安全衛生の確保に努めなければならない。

2 管理者等は、指針等の関連事項を留意して、以下の点について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 危険因子の把握と取扱い
- (2) 実験動物による危害等の防止
- (3) 実験動物の逸走時の対応
- (4) 緊急時の対応
- (5) 生活環境の保全

(教育訓練等の実施)

第11条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて動物実験実施前に必要な教育訓練が確保されるように努めなければならない。

(事務)

第12条 この規則に関する事務は、研究支援センター事務室が行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月23日)

この規則は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年5月21日)

この規則は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

Ⅲ. 研究所を活用した活動

第26回 国際武道文化セミナー

- | | |
|------------|--|
| 1. 趣 旨 | 在日外国人武道修業者及び日本人武道修業者を対象に、我が国の伝統文化である武道の理論・技術はもとより、歴史・科学などについてもより理解を深めるためのセミナーを開催し、武道を通しての交流・親善と伝統文化の国際的発展に寄与する。 |
| 2. 名 称 | 第26回 国際武道文化セミナー |
| 3. 主 催 | (公財) 日本武道館 |
| 4. 後 援 | 文部科学省、日本武道協議会 |
| 5. 協 力 | (学) 国際武道大学、日本武道学会 |
| 6. 期 間 | 平成26年3月7日(金)～9日(日) |
| 7. 場 所 | 会場
国際武道大学
(千葉県勝浦市新官841)
会場・宿舎
日本武道館研修センター
(千葉県勝浦市沢倉582) |
| 8. 参 加 資 格 | (1)在日中の18歳以上の外国人武道修業者で、日本語もしくは英語が理解でき、原則として現代武道の取得段位が初段以上の者。
(2)18歳以上の日本人武道修業者で、日常英会話ができ、原則として現代武道の取得段位が初段以上で日本武道協議会加盟団体の推薦を受けた者。
(3)原則として日本武道協議会加盟団体の推薦を受けた者または企業・大学等の武道クラブに所属し、所属長の推薦を受けた者。
上記(1)、(2)、(3)の何れかに、該当する者。 |
| 9. 参 加 人 員 | 98名 |

第26回 国際武道文化セミナー日程表

3月 時間	7日(金)	8日(土)	9日(日)
8:00		朝	食
30		移 動 (センター → 武大)	休憩 (30分)
9:00		講 義② 「武道学の国際化」 ～第1回国際武道会議を終えて～ 総括と報告 百鬼史訓 (60分+質疑応答15分)	講義・演武及び体験会 古 武 道 金硬流唐手沖繩古武術 代表 早坂義文 (講義30分+演武・体験90分)
30		休憩 (15分)	
10:00		班別討論会 「国際化した武道」 ～教育と競技からのアプローチ～ A班・B班・C班 < 2 時間 >	休憩 (30分)
30			実技研修② (60分)
40			
11:00			休憩 (30分)
30			実技研修② (60分)
12:00			休憩 (30分)
15		移 動 (武大 → センター)	昼食・休憩 (60分)
30			昼食・休憩 (60分)
13:00		昼食・休憩 (60分)	班別討論会 概要発表 A班・B班・C班 (60分 (各20分))
30	受 付		班別討論会 概要発表 A班・B班・C班 (60分 (各20分))
14:00		講師演武会 専門委員・助手 (90分)	閉 講 式
30			閉 講 式
40	開 講 式		閉 講 式
15:00			閉 講 式
15	記念撮影 (15分)	休憩 (30分)	閉 講 式
30			閉 講 式
45	講 義① 「武道で脳を活性化する」 有田 秀穂 (60分+質疑応答15分)	休憩 (30分)	閉 講 式
16:00		体験武道① 専門委員・助手 (70分)	閉 講 式
30			閉 講 式
17:00	オリエンテーション	休 憩 (20分)	閉 講 式
55			閉 講 式
10			閉 講 式
20	実技研修① 専門委員・助手 (70分)	休 憩 (20分)	閉 講 式
30			閉 講 式
18:00		体験武道② 専門委員・助手 (70分)	閉 講 式
30			閉 講 式
19:00	休 憩	休 憩 (20分)	閉 講 式
30			閉 講 式
19:00	夕 食	“フェアウェル 夕食会”	閉 講 式
30			閉 講 式
20:00			閉 講 式
30		自 由 研 修	閉 講 式

第26回 国際武道文化セミナー講義講師・専門委員・専門委員助手名簿

講義講師	有田 秀穂	セロトニン Dojo 代表	講義 「武道で脳を活性化する」
	百鬼 史訓	日本武道学会 会長	講義 「武道学の国際化」～第1回国際武道会議を終えて～
	早坂 義文	金硬流唐手・ 沖縄古武術 流儀継承者	講義・演武及び体験会 「金硬流唐手・沖縄古武術」
講義助手	早坂 ゆかり	金硬流唐手・沖縄古武術	流儀継承者
	大村 朝洋	金硬流唐手・沖縄古武術	流儀継承者
	江幡 妙子	金硬流唐手・沖縄古武術	流儀継承者
	大和久正幸	金硬流唐手・沖縄古武術	流儀継承者
	在本 幸司	空手道	
コーディネーター	村田 直樹	日本武道学会 理事長	
班別討論会 司会者	中村 勇	鹿屋体育大学スポーツ人文応用社会科学系	講師
	田中 守	国際武道大学 教授、日本武道学会	評議員
	松尾 牧則	国際武道大学 教授 日本武道学会	監事
専門委員 「実技講師」	柔 道	田辺 陽子 (女子六段)	日本大学 准教授、日本オリンピック委員会アスリート委員、日本アンチドーピング機構理事、アスリート委員
	”	石井 兼輔(七段)	国際武道大学 教授 武道学科 学科長、千葉県柔道連盟 常任理事
	剣 道	網代 忠宏 (範士八段)	東海大学名誉教授、全日本剣道連盟 常任理事、全日本学校剣道連盟 専務理事
	”	井島 章 (教士八段)	国際武道大学 教授・別科武道専修課程 別科長、千葉県学校剣道連盟理事
	弓 道	澤田 欣一 (範士八段)	全日本弓道連盟中央講師・中央審査委員、愛知県弓道連盟 副会長、豊田市弓道連盟 会長
	相 撲	伊東 良(四段)	日本体育大学 相撲研究室助教・相撲部コーチ
	空 手 道	前田 利明 (教士七段)	全日本空手道連盟 理事、全日本空手道連盟 和道会 副理事長、ナショナルチーム・選手強化委員会元委員長
	合 気 道	金澤 威(七段)	合気会 合気道本部道場指導部師範、国際武道大学 非常勤講師
	少林寺拳法	杭田 要 (正範士七段)	少林寺拳法連盟 東京事務所 参事、少林寺拳法連盟 本部考試員・審判員・論文審査員
	なぎなた	砂川 邦子(範士)	全日本なぎなた連盟 常務理事、国際なぎなた連盟 理事、福岡県なぎなた連盟 理事長
銃 剣 道	佐藤 亨 (範士八段)	全日本銃剣道連盟 競技力向上委員	
専門委員 助 手	柔 道	越野 忠則(六段)	国際武道大学 准教授、関東学生柔道連盟 理事
	”	矢崎 利加 (女子五段)	国際武道大学 准教授
	剣 道	丸橋 利夫 (教士八段)	国際武道大学 教授・剣道部男子監督
	”	岩切 公治 (教士七段)	国際武道大学 教授・剣道部女子監督
	弓 道	坂本 武彦 (教士八段)	埼玉県弓道連盟 副会長
	相 撲	西方 航(三段)	日本体育大学相撲部
	”	一ノ瀬康人(二段)	日本体育大学相撲部
	空 手 道	金山 亨鍾(三段)	特定非営利活動法人日本空手松涛連盟国内部長・総本部指導員
	合 気 道	森 智洋(六段)	合気会 合気道本部道場指導部師範
	少林寺拳法	石井 明仁 (大拳士五段)	連盟公認デモンストラーションチーム、本部2級指導員
	なぎなた	小野 恭子(教士)	全日本なぎなた連盟 理事
	銃 剣 道	小川 功 (教士八段)	全日本銃剣道連盟競技力向上委員

第26回 国際武道セミナー 参加者名簿 (List of Participants)

No	NAME (氏名)	Nationality (国籍)	BUDO (武道名)	GRADE (段位)	SEX (性別)	No	NAME (氏名)	Nationality (国籍)	BUDO (武道名)	GRADE (段位)	SEX (性別)
1	Natalia Timoshenko ナターリア チモシェンコ	ロシア	少林寺拳法 空手道	2 段 3 段	F	25	Wong Wan Chung オウ イン ソウ(王允聰)	イギリス	弓道	初段	M
2	Rahel Kaegi Romero ラヘル ケギ ロメオ	スイス	空手道	2 段	F	26	Jotaro Tateyama ジョウタロウ タテヤマ	日本	少林寺拳法	大準士5段	M
3	Rex Romero レックス・ロメロ	フィリピン	合気道	3 段	M	27	Anton Darmawan アントン ダルマワン	インドネシア	少林寺拳法	4 段	M
4	Yves Charton イヴ シャルトン	フランス	合気道	初段	M	28	Gun Gunawan グン グナワン	インドネシア	少林寺拳法	4 段	M
5	Thierry Comont ティエリ コモン	フランス	剣道 合気道 兵二天一流剣術	4 段 2 段	M	29	Deden Agung デデン アグン	インドネシア	少林寺拳法	正準士4段	M
6	Ronald Finne ロナルド フィニー	アメリカ	弓道	5 段	M	30	Darren Cook ダレン クック	イギリス	合気道	2 段	M
7	Alessandro Camilli アレサンドロ カミリ	イタリア	弓道	兼士5段	M	31	Rene von Rentzell ルネ フォーノ レンツェル	ドイツ	合気道 空手道	2 段 2 級	M
8	Muchin ムッチン	インドネシア	少林寺拳法	2 級	M	32	Francis Angeles フランシス アンヘレス	フィリピン	合気道	4 段	M
9	Benjamin Boas ベンジャミン ボアズ	アメリカ	合気道	初段	M	33	Eldred (Skip) Taylor エルトレード (スキップ) テーラ	アメリカ	合気道	5 段	M
10	John Hojlo ジョン ホイロ	アメリカ	Kaju-Kembo	4 段	M	34	Matthias マティアス ツェミット	ドイツ	空手道	2 段	M
11	Hughes Jeangerard ユーグ ジョンジェラー	フランス	なぎなた	4 段	M	35	Chris Cocks クリス コックス	カナダ	居合道	2 段	M
12	David Fulvio デイヴィッド フビオ	アメリカ	弓道 合気道	3 段 2 段	M	36	Gavin Thomas ギャビン トーマス	ニュージーランド	合気道	4 段	M
13	Jason Yang	アメリカ	合気道	初段	M	37	Sinikka Kurosawa シニッカ クロサワ	フィンランド	剣道	初段	F
14	Mohammed J Shihab モハメッド J シハブ	シリア	空手道	6 段	M	38	Markus Ullius マルクス ウリウス	スイス	柔道 沖繩古武道	2 段	M
15	Bach Sylvie バツハ シルウィー	フランス	柔道	2 段	F	39	Markus Brecht マーク ブレクト	ドイツ	Bujinkan Budo Taijutsu	有段者	M
16	David Bardos	オーストラリア	合気道	3 段	M	40	Migdalski Oleksandr ミグダリスキー オレクサンドル	ウクライナ	少林寺拳法	大準士5段	M
17	David Mcfall デイビッド マックフォール	アメリカ	柔道	4 段	M	41	Mygdalskyy Volodymyr ミグダリスキー ウラディーミル	ウクライナ	少林寺拳法	大準士5段	M
18	Konstantin Malygin コンスタンチン マリギン	ロシア	空手道 少林寺拳法	2 段 3 段	M	42	Blake Bennett ブレイク ベネット	ニュージーランド	剣道	5 段	M
19	Jaime Morrish ジェイミー モリッシュ	イギリス	柔道	初段	M	43	Landry Guesdon ランドリー ゲドン	フランス	空手道	3 段	M
20	Roland Thompson ローランド トンプソン	オーストラリア	合気道	6 段	M	44	Kanocksak Kanjanavasontara カノックサック カンジャナバスンタ	タイ	柔道	初段	M
21	Baptiste Tavernier バティスト タヴェルニエ	フランス	銃剣道	4 段	M	45	Maja Soridoval マージャ ソリドーフ	ドイツ	柔道 空手道	2 段 3 段	F
22	Chris Koprowski クリス コプロスキ	アメリカ	合気道	5 段	M	46	Don Charles ダン チャールズ	アメリカ	柔道 空手道	3 段 4 段	M
23	Samantha May サマンサ メイ	カナダ	空手道	3 段	F	47	Thanaran Vichayateerapong	タイ	剣道 空手道 少林寺拳法	初段 初初段	M
24	Taeko Miyaoka タエコ ミヤオカ	日本	弓道	3 段	F	48	Satoshi Minagawa サトシ ミナガワ (聡 皆川)	日本	Shin Kali jiujutsu	初段	M

No	NAME (氏名)	Nationality (国籍)	BUDO (武道名)	GRADE (段位)	SEX (性別)	No	NAME (氏名)	Nationality (国籍)	BUDO (武道名)	GRADE (段位)	SEX (性別)
49	Yoko Shirakawa ヨウコ シラカワ	日本	Shin Kali jiujutsu	3 段	F	74	Sonoko Nakano-Beers ソノコ 中野ビアーズ	日本	無雙直傳 英信流居合術	錬士4段	F
50	Yulin Zhuang ユースン ショウ	アメリカ	なぎなた	2 段	M	75	Michael Volkron マイケル ボルクロン	オーストリア	柔道 無雙直傳 英信流居合術	有段 6段錬士	M
51	Minnaar Jaco ミナール ヤク	南アフリカ共和国	空手道	5 段	M	76	Michael Foki マイケル フォキ	アメリカ	柔剣道 松藩館空手道	初段 初段 2段	M
52	Mick Corliss ミック コレス	アメリカ	神道夢想流杖道	4 段	M	77	Francisco Gonzales	アメリカ	柔道	初段	M
53	Syaiful Lmam	インドネシア	少林寺拳法	2 段	M	78	Timothy Marrable ティモシー マラブル	イギリス	剣道	2 段	M
54	Rifki Andrian	インドネシア	少林寺拳法	2 段	M	79	Benjamin Wood ベンジャミン ウッド	アメリカ	SHINKALI		M
55	Sarrah Safira	インドネシア	少林寺拳法	初段	F	80	Randy Channell ランディー チャネル	カナダ	剣道 弓な 二刀 道流	有5 有6 段錬士	M
56	Donatella Castelli ドナテッラ カステッリ	イタリア	剣道	6 段	F	81	Mikhail Chernov ミハイル チェルノフ	ロシア	剣道	2 段	M
57	Brent Regan ブレント リーガン	カナダ	空手道	5 段	M	82	Kazuko ichihara カズコ イチハラ(和子 市原)	日本	なぎなた	教士	F
58	Dennis Angelo Ambat	フィリピン	養神館合気道	初段	M	83	sanae satou サナエ サトウ(早苗 佐藤)	日本	なぎなた	錬士	F
59	Thiago Junqueira チアゴ ジュンケイラ	ブラジル	剣道	2 段	M	84	Chloe Bellec クロエ ベレック	フランス	なぎなた	3 段	F
60	Michael Ishimatsu-Prime マイケル イシマツプライム	イギリス	剣道	4 段	M	85	Robert Rogers ロバート ロジャース	アメリカ	Jujitsu (Kali)	2 段	M
61	Ian Floresca イアン フロレスカ	アメリカ	Jujitsu (Kali)	5 段	M	86	Tae Wan Kim ティワン キム(泰完金)	韓国	弓道	2 段	M
62	Juan Diego Fonseca ホアン ディエゴ フォンセカ	エクアドル	剣道 弓道	3 段 3 段	M	87	ジウ ヴインセンテ ロウレンソン	ブラジル	剣道	3 段	M
63	Axel Dr. Dilgrin	ドイツ	剣道	4 段	M	88	Garyfalia Babi ガリファリア バビー	ギリシャ	空手道	3 段	F
64	Yen-chen Liu エンチェン リュウ(晏辰劉)	台湾	空手道	初段	M	89	Ihor Zoriy イゴル ゴリー	ウクライナ	剣道 空手道 居合道	2 段 2 段 5 段	M
65	Chia Chen He チャ チン ホオ(佳真何)	台湾	空手道	初段	F	90	Shigeru Kariya シゲル カリヤ(茂 仮屋)	日本	柔道	7 段	M
66	Christopher Muirhead クリフトファー ミュアヘッド	カナダ	柔道	初段	M	91	Ayako Yamaguchi アヤコ ヤマグチ(あや子 山口)	日本	銃剣道 短剣道	錬士6段 錬士5段	F
67	Alexandra Kuznetsova アレクサンドラ クツネツォフ	ロシア	剣道	2 段	F	92	Yayoi Nakanowatari ヤヨイ ナカノワタリ(弥生 中野渡)	日本	銃剣道 短剣道	錬士6段 錬士6段	F
68	Peter Katona ピーター カトナ	ハンガリー	剣道	2 段	M	93	Aaron Vande Mergel アロン ヴェンゲル メルゲル	ベルギー	剣道	3 段	M
69	Guillermo Fuenzalida ギジェルモ フェンサリーダ	チリ	剣道 居合道	3 段 3 段	M	94	Lien Vande de Perre リーン ヴァン デ ペレ	ベルギー	剣道	2 級	F
70	Rodrigo Biagini Martinez ロドリゴ ビラジニ マルティネス	ブラジル	柔道	初段	M	95	Robert Fujii Dimech ロバート フジイ ディメック	イギリス	弓道	5 段	M
71	Robert Daoust ロベルト ダウ	カナダ	空手道	2 段	M	96	Clause Stacy クローズ ステッツ	アメリカ	弓道	5 段	M
72	Wai Kwong Lau 偉光劉	中国(香港)	空手道	2 段	M	97	Paul Nicholson ポール ニクルソン	オーストラリア	空手道	初段	M
73	Michal Coupek ミハイル クーベック	チェコ	無雙直傳 英信流居合術	5 段	M	98	Rosamund (Rosie) Slater ロザモンド スレータ	イギリス	合気道	2 段	F

第26回 国際武道文化セミナー参加状況

国・地域別参加人数

No	国・地域	人数	男	女
1	アメリカ	17	16	1
2	イギリス	7	6	1
3	イタリア	2	1	1
4	インドネシア	7	6	1
5	ウクライナ	3	3	
6	エクアドル	1	1	
7	オーストラリア	4	4	
8	カナダ	6	5	1
9	韓国	1	1	
10	ギリシャ	1		1
11	スイス	2	1	1
12	中国	1	1	
13	シリア	1	1	
14	タイ	2	2	
15	台湾	2	1	1
16	チェコ	1	1	
17	チリ	1	1	
18	ドイツ	5	4	1
19	ニュージーランド	2	2	
20	ハンガリー	1	1	
21	フィリピン	3	3	
22	フィンランド	1		1
23	ブラジル	3	3	
24	フランス	7	5	2
25	ベルギー	2	1	1
26	南アフリカ	1	1	
27	ロシア	4	2	2
28	※日本	10	3	7
	合計	98	76	22

種目別参加人数（重複あり）

種目	人数	計
柔道	13	100
剣道	19	
弓道	10	
相撲	0	
空手道	21	
合気道	15	
少林寺拳法	13	
なぎなた	6	
銃剣道	3	
古武道	15	
居合道	2	17

全日本各道連盟推薦者数

団体名	人数
全日本柔道連盟	0
全日本剣道連盟	0
全日本弓道連盟	2
日本相撲連盟	0
全日本空手道連盟	0
合気会	0
少林寺拳法連盟	8
全日本なぎなた連盟	3
全日本銃剣道連盟	2

○ 研 究 所 情 報

1. 2013年度客員研究員 研修成果報告書

「韓国大学男子テコンドー選手の無酸素性パワーと
等速性下肢筋力に関する研究」

— 組手選手と型選手の比較を通して —

金 芝美

1. 2013年度 客員研究員 研修成果報告書

韓国大学男子テコンドー選手の無酸素性パワーと等速性下肢筋力に関する研究

—組手選手と型選手の比較を通して—

金 芝美（国際武道大学研究員）、林 淳吉（龍仁大学）

I. 序論

テコンドーは韓国を対表する格闘スポーツの一つで、競技は大きく「組手」と「型」（韓国名：プンセ）に区分される。「組手」は定められたコートの中で2分間を3セット実施し、各セット間には1分間の休憩を設けられている。勝敗は定められた部位の打撃による得点制で、試合はでトーナメント戦で行われる。そして「型」は一定の速度で手技と足技による攻撃と防御の動作を正確に2分間の指定の型を2つ行う競技である。2006年の第1回世界型選手権から競技化が始まった。

こうした「組手」と「型」は平衡性、下肢の筋力、パワー、敏捷性、筋持久力が重要な体力的要因となり、特に下肢筋力の左右差のバランスは最も重要な運動機能として関わっている¹⁾。そして、下肢筋力と関係する股関節、膝関節、足関節の柔軟性は競技の勝敗や傷害にも密接な関係を持つ。

このように、現在のテコンドー競技は身体に対する科学研究によって支えられており、それは競技力向上や傷害予防につながっている。さらに、それらの研究結果は多くの選手を育成する資料にもなっている。だが、先行研究の傾向を見ると、型選手より組手選手を対象とした研究が比較的多く、両者の競技力向上や傷害予防のために共通して関連のある「無酸素性パワー」や「等速性筋力」を比較した研究は極めて少ない。

「無酸素性パワー」は無酸素性エネルギー供給機構に深く関わり、強い筋収縮活動を反復・維持するための能力を言い²⁾、これまでの先行研究でも無酸素性パワーはスポーツ競技力に決定的な影響を及ぼしていると報告されている。テコンドー競技においても相手の動きに対応して自分の技を瞬間的に行うため、無酸素性パワーは非常に重要である³⁾。そして「等速性筋力」は、等張性・等尺性筋力より筋機能の発達、筋骨格系損傷に対するリハビリ及び柔軟性向上につながると報告されている⁴⁾。そのためテコンドー選手の運動能力と傷害予防のための重要な指標として使われている。

これらのことから、本研究は組手選手と型選手における無酸素性パワーと等速性下肢筋力の比較により、テコンドー選手の競技力向上や傷害予防の基本資料として提供することを目的とした。

II. 研究方法

1. 研究対象

被験者は大韓テコンドー協会に登録されているY大学の選手で、テコンドーの競技歴5年以上、段位は3段以上の男子選手とした。最近、捻挫・骨折などの医学的負傷の無い58名とした。利き脚は、全員右脚であった。内訳は、組手選手34名（年齢 19.6 ± 0.9 歳、身長 176.2 ± 5.5 cm、体重 69.4 ± 6.2 kg）、型選手24名（年齢 19.2 ± 1.1 歳、身長 174.8 ± 4.0 cm、体重 67.7 ± 5.1 kg）であり、測定に対する同意のもと測定を実施した。

2. 実験方法

(1) 身体組成の測定

測定に参加する被験者には事前に、測定順序、方法について十分説明し、身長と体重及び体脂肪率、骨格筋量を測定した。体脂肪率と骨格筋量は生体電気抵抗法を利用したInbody7.0（Biospace社製）を用いて測定した。

(2) 無酸素性パワーの測定

ウィングート無酸素性パワー測定を電磁気式エルゴメーターLode wingate version1.0.7software（Lode B.V.Excalibur sports Neherlands社製）を用いて実施した。

被験者は60rpm、100wの速度で2分間warm-upをした後、測定時の相対的負荷を体重の7.5%に設定して、全力で30秒間ペダリング運動を行った際のパワーを測定した。そして、測定で得られた値からピークパワーは、30秒間の運動時間を各5秒ごとに分けて記録をした中での最大値とし、平均パワーは5秒ごとに分けた記録の平均値とした。疲労指数（Fatigue Index）は $[(最大値 - 最小値) / 最大値 \times 100]$ の公式で算出した。

(3) 等速性筋力の測定

等速性筋力の測定は等速性筋力測定機器（Isomed2000、Germarny社製）を用い、膝関節屈曲筋力（flexion）と伸展筋力（extension）を測定した。なお、測定機器への適応のため事前に測定負荷50%～70%で5～7回実施させた。全ての被験者の筋力測定は $60^\circ/\text{sec}$ で3回を行い、左、右の順序で測定した。

3. 統計処理

本研究の統計処理はSPSS18.0を用い、測定項目別平均（mean）と標準偏差（standard deviation）を算出した。また、独立T-testを利用して、組手選手と型選手における身体組成、無酸素性パワー、等速性筋力の差を算出した。全ての統計処理の有意水準は5%とした。

III. 研究結果

本研究では被験者を組手選手と型選手に分け、身体組成、無酸素性パワー、等速性筋力を測定した。測定結果は以下の通りである。

1. 身体組成

大学テコンドー組手選手と型選手の体脂肪率 (%) と骨格筋量 (kg) の比較結果を表 1 に示した。体脂肪率 (%) と骨格筋量 (kg) では有意な差はみられなかった。

表 1. 身体組成

	集団 (n=58名)	平均±標準偏差	t	p
骨格筋量 (kg)	組手 (n=34)	35.6±5.9	1.798	.078
	型 (n=24)	33.3±2.2		
体脂肪率 (%)	組手 (n=34)	13.1±2.5	- .455	.651
	型 (n=24)	13.4±3.6		

2. 無酸素パワー

(1) 無酸素性パワーの結果

大学テコンドー組手選手と型選手の無酸素性パワーを測定した結果は表 2 の通りである。平均パワー (Mean Power)、最大パワー (Peak Power)、最大パワー到達時間 (Time to peak Power) は統計的に有意な差はみられなかった。

表 2. 無酸素性パワー

	集団 (n=58)	平均±標準偏差	t	p
平均パワー (W)	組手 (n=34)	632.2±81.3	1.705	0.94
	型 (n=24)	599.0±59.1		
最高パワー (W)	組手 (n=34)	1085.7±190.2	- .702	.485
	型 (n=24)	1118.1±145.1		
最高パワー到達時間 (sec)	組手 (n=34)	4.4±.41	-5.39	.592
	型 (n=24)	4.4±.37		

(2) 体重当たりの無酸素性パワーの結果

大学テコンドー組手選手と型選手の体重当たりの無酸素性パワーの結果は表 3 の通りである。体重当たりの平均パワー、疲労指数 (Fatigue Index) では有意な差は認められなかった。だが、体重当たりの最大パワー (Weigh Peak Power) では組手選手15.3±1.6W/kg に対して、型選手16.6 ±1.6W/kg で統計的に有意に高い値であった (p<0.05)。

表3. 体重当たりの無酸素パワー

	集団 (n=58)	平均±標準偏差	t	p
体重別 平均パワー (W/kg)	組手 (n=34) 型 (n=24)	9.0±.68 9.0±.73	.214	.831
体重別 最大パワー (W/kg)	組手 (n=34) 型 (n=24)	15.3±1.6 16.6±1.6	-3.121	.003 *
疲労指数 (%)	組手 (n=34) 型 (n=24)	28.6±8.5 31.11±4.9	-1.336	.187

* P<0.05

3. 等速性筋力

(1) 膝関節等速性筋力の結果

大学テコンドー組手選手と型選手の膝関節等速性筋力の結果は表4の通りである。角速度60°/secにおける膝関節屈曲筋力、膝関節伸展筋力では、左右全てにおいて有意な差はみられなかった。

表4. 膝関節の等速性能力結果

	集団 (n=58)	平均±標準偏差	t	p
膝関節屈曲筋力 (左) (Nm)	組手 (n=34) 型 (n=24)	135.1±26.2 124.8±18.8	1.636	.107
膝関節屈曲筋力 (右) (Nm)	組手 (n=34) 型 (n=24)	128.3±23.2 133.2±16.2	-.887	.379
膝関節伸展筋力 (左) (Nm)	組手 (n=34) 型 (n=24)	187.4±33.1 180.9±29.0	.774	.442
膝関節伸展筋力 (右) (Nm)	組手 (n=34) 型 (n=24)	175.7±32.9 178.4±29.0	-.324	.747

(2) 等速性筋力測定値のH/Q比の結果

大学テコンドー組み手選手と型選手の膝関節等速性筋力のH/Q比の差の結果は表5の通りである。H/Q比・左、H/Q比・右は統計的に有意な差はみられなかった。

表5. H/Q比

	集団 (n=58)	平均±標準偏差	t	p
H/Q比・左 (%)	組手 (n=34) 型 (n=24)	72.4±9.3 69.6±8.7	1.166	.249
H/Q比・右 (%)	組手 (n=34) 型 (n=24)	73.8±10.1 76.0±11.7	-.760	.450

IV. 考察

1. 無酸素性パワー

本測定による組手選手と型選手の無酸素性パワーの結果をみると、平均パワー、最大パワー、最大パワー到達時間では統計的に有意な差は認められなかった。また、体重当たりの平均パワー、疲労指数が有意な差が認められなかったが、体重当たりの最大パワーでは組手選手より型選手の方が結果的に有意

に高い値となった ($P<0.05$)。

組手選手の競技特性は瞬発力、敏捷性、スピード、反応時間などの体力要因と関係があり、型選手の競技特性は動作の大きさ、バランス、速度、筋力、リズム表現が重要である⁵⁾。型選手は組手選手より体重が軽いにも関わらず、体重当たりの最高パワーが組手選手より高いことは、体重との関係は少なく、筋力と関連性があるとことが推察される。

2. 等速性筋力

等速性運動による筋力測定は、客観的で信頼性があると評価されており^{6), 7), 8)}、リハビリトレーニングにも用いられている⁹⁾、等速性筋力は一定速度に動く運動中の筋活動によって発生する力をみるものである¹⁰⁾。

今回、組手と型の等速性筋力と H/Q 比を比較した結果、組手選手と型選手の等速性筋力は、統計的に有意な差がみられなかった。キムウォンギとパクミョンス⁹⁾による研究では、膝関節筋力角速度 $60^\circ/\text{sec}$ における等速性筋力の測定では、右側の伸展筋力と左側の屈曲筋力において組手選手が有意に高い値となったと報告されているが、本研究では有意な差は認められなかった。

このような差は、型選手の練習時間及び練習の運動強度と関係があり、型競技においても組手選手のように体系的かつ多様なトレーニングプログラムが導入されているためであると考えられる。

H/Q 比においても組手選手と型選手の有意な差はみられなかった。組手選手は瞬間的で連続的な足蹴りのために膝関節の伸展と屈曲の反応トレーニングを行い、型選手は足蹴りの正確性に対する練習を行う。両者のトレーニング内容には差異があるが、結果的には練習方法や練習時間、選手たちの特徴などの環境的な要因には余り影響を及ぼさないと考えられる。H/Q 比は角速度 $60^\circ/\text{sec}$ で 60% が理想で、角速度が増加すると、60% より高い値を示すと報告されている^{11), 12)}。また、角速度 $60^\circ/\text{sec}$ における等速性筋力の伸展筋力と屈曲筋力の割合が 60% 以下に落ちると運動中の傷害が発生する確率が高くなると報告されている¹³⁾。

H/Q 比の増加は、前十字靭帯の再建後の機能的な回復と前十字靭帯の損傷予防と関係がある。従って長期間の選手生活を傷害予防し高い競技レベルを保つためには、下肢筋力のバランスの良好な発達と筋力トレーニングが必要だと考えられる。

V. まとめ

本研究は大学の男子テコンドー選手（組手、型）の無酸素性パワーと等速性筋力を比較し、以下の通りの結果が得られた。

1. 無酸素性パワーの結果では両群間の有意な差はみられなかった。
2. 体重当たりの無酸素性パワーの結果では、体重当たりの最大パワーにおいて型選手が組手選手より有意に高い値となった ($p<0.05$)。
3. 等速性膝関節屈曲・伸展筋力では集団間有意な差は認められなかった。

4. H/Q 比では 集団間有意な差は認められなかった。

テコンドー組手選手と型選手は体重当たりの最大パワーを除く、すべての測定項目で有意な差がみられなかった。これら結果が、組手選手と型選手の練習方法や練習時間に起因するか否かは明らかではない。今後さらに、体系的かつ持続的な組手選手と形選手の研究と下肢筋力向上に対する研究が必要である。

参考文献

- 1) 김원기, 전만중 (2006). 남자고등학교 태권도 선수의 등속성 근력과 근지구력에 관한연구. 한국체육학회지, 45 (5), 381-388.
- 2) 김성수, 정일규 (2000). 운동생리학. 서울 : 대경북
- 3) 정재정 (2005) 태권도 선수들의 무산소성 운동능력 평가를 위한 필드테스트, 석사학위논문, 계명대학교 교육대학원, 대구
- 4) Davies C (1992) Compendium of isokinetics in clinical usage and rehabilitation techniques. S and D publishers, La Crosse.
- 5) 대한태권도협회 (2006). www.koreataekwondo.org.
- 6) Burdett, R.G.& Van Sweringen, J. (1987). Reliability of isokinetic muscle endurance tests. Journal of Orthopedic and Sports Physical Therapy, 8, 484-488.
- 7) Pekka, K.& Markku, J. (1990). Thigh muscle function after partial tear of the medial ligament compartment of the knee. Medicine and Science in Sports and Exercise, 23 (1), 4-9.
- 8) Kannus, P. (1994). Isokinetic evaluation of muscular performance : Implication for muscle testing and rehabilitation. International Journal of Sports Medicine, 15s, 11-18.
- 9) 김원기, 박명수 (2010) 대학 태권도 겨루기와 품새 선수의 무릎과 발목관절 등속성 근력의 차이. 한국사회체육학회지, 39, 615-623.
- 10) Coburn J.W., Housh T.J., Malek M.H., Weir J.P., Cramer J.T., Beck T.W.& Johnson, G, O (2006). Neuromuscular responses to three days of velocity specific isokinetic training. Journal of Strength and Conditioning Research, 20 (4). 891-898.
- 11) Heiser, T.M, Weber, J.Jullivan, G, Clave, P., & Jacobs, R (1984). Prophylaxis and management of hamstring muscle injuries in intercollegiate football players. Am J sports Med, 12, 68-370.
- 12) Osternig L R (1986) Isokinetic dynamometry: Implications for muscle testing and rehabilitation. In: Exercise and Sport Science Reviews.14. Ed: pandolf, K. B. New York: Macmillan. 45-80.
- 13) Dean E L (1981) Comparison of Quad. to Ham. Strength ratios of an Intercollegiate Soccer Team. Athletic Training, 16, 66-67.

武道・スポーツ科学研究所年報 第19号

2014年6月27日印刷

2014年6月30日発行

発行者 国際武道大学

〒299-5295 千葉県勝浦市新官841

電話 0470-73-4111

印刷 港北出版印刷株式会社